○ソフト対策の主な取組（主な内容と実施する機関）　※H29～33年度(5年間)の取組

凡例（○：実施予定、●：実施中（実施済含む）、△予定なし、－：対象なし

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的取組	主な内容	目標時期	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	郡山地方広域消防組合消防本部	須賀川地方広域消防本部	福島県中建設事務所	福島県中地方振興局	福島地方気象庁気象台	地域住民
1　住民の避難行動のきっかけとなる情報伝達が確実に行われる体制を構築する。																				
(1)　情報伝達、避難計画等に関する事項																				
ア　洪水時等における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	(ア) 洪水時等の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時等に気象台や河川管理者等から市町村に提供する気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供するタイミングを確認する。	平成29年度から順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－
	(イ) 直接市町村長等に気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	平成29年度から順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－
イ　避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	(ア)「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月、内閣府(防災担当))を参考に、市町村が定めた洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	平成29年度から順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	●	●	○	－
	(イ) 市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。	平成29年度から順次実施	○	○	○	○	△	○	○	△	○	△	△	○	－	－	●	●	○	活用
	(ウ) 避難勧告等の発令判断基準の目安となる基準水位（氾濫危険水位、避難判断水位）の見直しの予定を共有し、その進捗状況について確認する。	引き続き実施	●	●	●	●	△	●	●	△	●	△	△	●	－	－	●	○	－	－
ウ　水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知	(ア) 水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。	平成29年度から順次実施	○	○	○	○	△	○	○	△	○	△	△	○	－	－	●	○	－	－
	(イ)「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」(平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。	平成29年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
	(ウ) 洪水警報・大雨（浸水）警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値の利活用推進を図る。	平成29年度から順次実施	●	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	活用
エ　情報通信技術等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実	(ア)「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等、国と県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	●	●	－	活用
	(イ) 気象庁HP等を活用した情報提供と利活用について促進を図る。	引き続き実施	●	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	●	●	活用
	(ウ) 緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。	平成29年度から検討実施	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	●	●	●	活用
オ　隣接市町村等への広域避難体制の構築	(ア) 各市町村において洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	－	－	○	○	○	－
カ　要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援	(ア) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	●	－	－	－
	(イ) 避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	●	－	●	－
キ　洪水警報の危険度分布等の提供及び気象情報発信時の「警報級の可能性」や「危険度を色分けした時系列」等の発表・改善	(ア) 警報等の解説・見える化により、気象情報発信時の情報入手のし易さをサポートする。	平成29年度から順次実施	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	活用
2　地域の水防災意識の向上を図るため水害危険性を周知する。																				
(1) 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組																				
ア　想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	(ア) 国又は県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該洪水浸水想定区域図を共有する(なお、共有された洪水浸水想定区域図については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。)。	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	△	●	△	△	●	●	●	●	○	●	活用
イ　洪水ハザードマップの作成・改良と周知	(ア) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。	平成29年度から順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	－	－
	(イ)「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	活用
ウ　まるごとまちごとハザードマップの促進	(ア) 各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有するとともに、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」(平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、取組の推進について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	●	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	－	－	○	－	－	活用
エ　住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	(ア) 各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	●	○	参加
	(イ) 住民の水防災意識を高め、地域防災力向上のための自主防災組織の充実を図る。	平成29年度から検討実施	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	－	●	－	参加
オ　防災教育の促進	(ア) 防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	●	活用
	(イ) 小中学校等における水防災教育を実施する。 (イ) 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	参加
(2)　円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項																				
ア　危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	(ア) 危機管理型水位計(※)の配置計画を検討・調整する。 ※危機管理型水位計：現在、国土交通省のプロジェクトにおいて開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	●	－	－	－
	(イ) 河川監視用カメラの配置計画(設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む)を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－
イ　河川防災ステーション等の整備	(ア) 河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
ウ　避難場所、避難経路の整備	(ア) 避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備にあたっては、近隣工事等の発生土砂を有効活用するなど、事業連携による効率的な整備となるよう検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－
3　水災害の軽減を図るため水防活動の効率化及び水防体制の強化を推進する。																				
(1)　水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																				
ア　重要水防箇所の確認	(ア) 河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－
イ　水防資機材の整備等	(ア) 各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－
	(イ) 河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ウ　水防訓練の充実	(ア) 毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施する。	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	●	－
	(イ) 県と市町村職員等を対象に水防技術講習会を実施する。	引き続き実施	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－
	(ウ) 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を実施する。	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	●	－
	(エ) 多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	参加
エ　水防に関する広報の充実	(ア) 各構成員の水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	●	●	－
オ　水防団間での連携、協力に関する検討	(ア) 大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	－	－	－	－	－	－
(2)　市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																				
ア　災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	(ア) 洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－
イ　洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	(ア) 市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化、非常用電源等の整備等)について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－
ウ　大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進	(ア) 洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	(イ) 浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(3)　氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項																				
ア　排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	(ア) 洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	○	△	○	△	○	○	○	○	－	△	○	－	－	○	－	－	活用
イ　浸水被害軽減地区の指定	(ア) 複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	△	○	－	－	○	○	－	－
(4)　その他																				
ア　災害時及び災害復旧に対する支援強化	(ア) 国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	○	－
イ　災害情報の共有体制の強化	(ア) 各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	－	－

○ソフト対策の主な取組（機関別の取組目標） ※H29～33年度(5年間)の取組目標

資料2－2 別紙②

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的取組	主な内容	目標時期	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	郡山地方広域消防組合消防本部	須賀川地方広域消防本部	福島県県中建設事務所	福島県県中地方振興局	気象庁福島地方気象台
1 住民の避難行動のきっかけとなる情報伝達が確実に行われる体制を構築する。																			
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																			
ア 洪水時等における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	(ア) 洪水時等の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時等に気象台や河川管理者等から市町村に提供する気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供するタイミングを確認する。	平成29年度から順次実施	・大雨時等に気象台や河川管理者等から提供される情報について、郡山市タイムライン等の運用を通じ適切なタイミングを確認していく。【H29年度～】	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報、土砂災害警戒情報の内容、提供されるタイミングについて確認する。【H29年度～】	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報、土砂災害警戒情報の内容、提供されるタイミングについて確認する。【H29年度～】	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングについて確認する。【H29年度～】	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングを確認する。【H29年度～】	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングについて確認する。【H29年度～】	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングについて確認する。【H29年度～】	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングについて確認する。【H29年度～】	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングについて確認する。【H29年度～】	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングについて確認する。【H29年度～】	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングについて確認する。【H29年度～】	・大雨時等に気象台や河川管理者等から提供される情報について、構成市町と情報を共有しながら、情報の内容及び提供されるタイミングを確認する。	・大雨時等に気象台や河川管理者等から提供される情報について、構成市町と情報を共有しながら、情報の内容及び提供されるタイミングを確認する。	・市町村に提供する河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供するタイミングについて確認する。【H29年度～】	・県災害対策課、建設事務所、気象庁HP等から情報収集する。【継続実施】	・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等を建設事務所と気象台で共同で実施している。【継続実施】 ・「警報級の可能性」「危険度を色分けした時系列」の提供の実施する。【継続実施】
	(イ) 直接市町村長等に気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	平成29年度から順次実施	・県中建設事務所と構築しているホットライン体制について、運用しながら体制、時期、内容等の確度を向上させる。【H29年度～】	・直接市長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。気象情報については、継続実施する。【H29年度～】	・直接市町村長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。気象情報については、継続実施する。【H29年度～】	・直接市町村長等に河川情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。気象情報については、継続実施する。【H29年度～】	・河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。気象情報については、継続実施する。【H29年度～】	・直接市長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。気象情報については、継続実施する。【H29年度～】	・直接市町村長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。気象情報については、継続実施する。【H29年度～】	・直接市町村長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。気象情報については、継続実施する。【H29年度～】	・直接市町村長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。気象情報については、継続実施する。【H29年度～】	・直接市町村長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。気象情報については、継続実施する。【H29年度～】	・直接、町長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。【H29年度～】	・直接市町村長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。【H29年度～】	・直接市町村長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。【H29年度～】	・構成市町と河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	・構成市町と河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	・直接市町村長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。【H29年度～】	・県災害対策課によるホットラインの確認。【H29年度～】	・直接市町村長等に気象情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、連絡体制を確立する。【H23年6月～継続実施】
イ 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	(ア)「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月、内閣府(防災担当))を参考に、市町村が定めた洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	平成29年度から順次実施	・「郡山市避難勧告等の判断・伝達マニュアル(H27.2)」に基づき、発令判断基準等の確認を行う。(適時)【継続実施】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。【H29年度～】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。【H29年度～】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。【H29年度～】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等を確認する。【H29年度～】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。【H29年度～】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。【H29年度～】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。【H29年度～】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。【H29年度～】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準を作成し、作成後は基準等の確認を行う。【H29年度～】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。【H29年度～】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。【H29年度～】	-	-	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。【H29年度～】	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。【H29年度～】	・避難判断及び配備基準への発象情報の利活用に関する助言等支援を行う。【H29年度～】
	(イ) 市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する(水害対応タイムライン)を作成するとともに、その運用状況を確認する。	平成29年度から順次実施	・「県管理河川についてタイムラインの必要性及び運用可能性等を検討する。【H30年度～】 ※中小河川の水害事象に即した行動計画の設定及び河川毎の特性を十分に考慮する必要あり	・「水害対応タイムライン」を作成する。【H29年度～】	必要に応じて検討を進める予定。	・「水害対応タイムライン」を作成に向け検討を行う。【H29年度～】	・「水害対応タイムライン」を作成に向け検討をはじめる。作成後は、運用状況を確認し、必要な場合は、随時修正を行っていく。【H29年度～】	・「水害対応タイムライン」を作成に向け検討し、作成後、運用状況を確認し、必要な場合は、フォローアップを行う。【H29年度～】	・「水害対応タイムライン」を作成に向け検討し、作成後、運用状況を確認し、必要な場合は、フォローアップを行う。【H29年度～】	・「水害対応タイムライン」を作成に向け検討し、作成後、運用状況を確認し、必要な場合は、フォローアップを行う。【H29年度～】	・「水害対応タイムライン」を作成に向け検討する。【H29年度～】	△	今後、必要に応じて検討を進める。	・「水害対応タイムライン」を作成に向け検討する。【H29年度～】	-	-	・市町村の「水害対応タイムライン」の作成に向けた支援を行う。【H29年度～】	・市町村の「水害対応タイムライン」の作成に向けた支援を行う。【H29年度～】	・市町村の「水害対応タイムライン」の作成に向けた支援を行う。【H29年度～】
	(ウ) 避難勧告等の発令判断基準の目安となる基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの予定を共有し、その進捗状況について確認する。	引き続き実施	・基準水位の見直しを予定する河川(谷田川、藤田川、桜原川)について進捗状況等の確認する。【継続実施】	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの進捗状況及び今後の予定について確認する。【H29年度～】	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの進捗状況及び今後の予定について確認する。【H29年度～】	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの進捗状況及び今後の予定について確認する。【H29年度～】	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の設定に向け、関係機関と調整を始める。【H29年度～】	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの進捗状況及び今後の予定について確認する。【H29年度～】	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの進捗状況及び今後の予定について確認する。【H29年度～】	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの進捗状況及び今後の予定について確認する。【H29年度～】	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの進捗状況及び今後の予定について確認する。【H29年度～】	今後、基準水位設定が必要な場合は、検討する。	・今後、基準水位設定が必要な場合は、検討する。	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。【H29年度～】	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。【H29年度～】	-	-	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しを継続実施し、進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。【H27年度～継続実施】	・建設事務所から情報を収集する【H29年度～】	-
ウ 水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知	(ア) 水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。	平成29年度から順次実施	・新たに水位周知河川等の指定を予定する河川について、進捗状況を確認する。【H29年度～】 ・谷田川、藤田川	・新たに水位周知河川等の指定を行う河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・新たに水位周知河川等の指定を行う河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・新たに水位周知河川等の指定を行う河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	-	・新たに水位周知河川等の指定を行う河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・新たに水位周知河川等の指定を行う河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・新たに水位周知河川等の指定を行う河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・新たに水位周知河川等の指定を行う河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を行う。	・新たに水位周知河川等の指定を行う可能性のある河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・新たに水位周知河川等の指定を行う河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・新たに水位周知河川等の指定を行う可能性のある河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	-	-	・新たに水位周知河川等の指定を行う河川について、関係市町村と検討・調整を行う。【H29年度～】	・建設事務所から情報を収集する【H29年度～】	-
	(イ)「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」(平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。	平成29年度から順次実施	・水害危険性の周知を予定する県管理河川について、進捗状況を確認する。【H29年度～】	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	必要に応じて検討を進める予定。	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・水害の危険性の周知を行う河川の情報提供する方法について検討を進める。【H29年度～】	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、検討・調整を行う。【H30年度～】	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。【H29年度～】	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、構成市町と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、構成市町と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係市町村と検討・調整を行う。【H29年度～】	-	-
	(ウ) 洪水警報・大雨(浸水)警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値の利活用推進を図る。	平成29年度から順次実施	・郡山市防災ウェブサイトに気象情報の周知を進めている。(気象台HPへリンクしている。)【継続実施】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・洪水警報・大雨(浸水)警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値の利活用推進を図る。【H29年度～】
エ 情報通信技術等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実	(ア)「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等、国と県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・郡山市防災ウェブサイトに気象情報の周知を進めている。(河川水位や川のライブ画像が見れるサイト(国、県等)をリンクしている。)【継続実施】	・須賀川市広報誌へアドレスを掲載し、情報の周知を図る。【継続実施】 ・須賀川市HPに「川の防災情報」や「河川流域総合情報システム」をリンクし周知を図る。【H29年度～】	広報誌やお知らせ版、ホームページなどでアドレスや情報を周知する。	・鏡石町のホームページや広報誌を活用し情報の周知を図る。【H29年度～】	・天栄村の公式ウェブサイトに「川の防災情報」や、河川流域総合情報システム」等のバナー添付し周知を図る。【H29年度～】	・石川町ホームページに「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等のバナー添付や石川町広報誌へ掲載し周知を図る。【H29年度～】	・玉川村ホームページに「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等のバナー添付や玉川村広報誌へ掲載し周知を図る。【H29年度～】	・平田村のホームページに「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等のバナー添付や平田村広報誌へ掲載し周知を図る。【H29年度～】	河川水位やカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討する。	・河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等の活用方法について周知する。【H29年度～】	・町防災ウェブサイトに「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等のバナー添付や広報誌へ掲載し周知を図る。【H29年度～】	・小野町のホームページに「川の防災情報」や、河川流域総合情報システム」等のバナー添付し周知を図る。【H29年度～】	-	-	河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)のスマートフォン用サイトにより、河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の発信を継続実施する。【継続実施】	・振興局HP(県中地方防災サイト)で周知を図る。【継続実施】	-
	(イ) 気象庁HP等を活用した情報提供と利活用について促進を図る。	引き続き実施	・郡山市防災ウェブサイトに気象情報の周知を進めている。(気象台HPへリンクしている。)【継続実施】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・気象台と連携して利活用の促進を図る。【H29年度～】	・振興局HP(県中地方防災サイト)で周知を図る。【継続実施】	・H29.7月までに洪水警報・大雨(浸水)警報の危険度分布、警報の可能性及び危険度を色分けした時系列を発表し、これらの利活用を図る。【H29年度～】
	(ウ) 緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・「国の全国瞬時警報システム(J-Alert)」と防災行政無線の連携や、緊急速報メール及び防災メールマガジン、SNS、コミュニティFMなどを活用した災害に強い情報連携システム等、多様な手段を用いて、気象情報、国民保護情報、避難情報など、安全・安心に関する情報の配信を行っている。【継続実施】 ・防災行政無線については、既存無線機器の老	・緊急速報メールや防災行政無線、SNS等のさまざまな手段で、住民への周知を図る。【継続実施】	・緊急速報メールや防災行政無線、SNS等のさまざまな手段で、住民への周知を図る。【継続実施】	・防災行政無線や緊急速報メールなどの活用により、住民への周知を図る。【H29年度～】	・防災行政無線や緊急速報メールなどの活用により住民に周知を図る。その他の周知方法についても検討を始める。【H29年度～】	・防災行政無線の活用により、住民への周知を図る。【H29年度～】	・防災行政無線の活用により、住民への周知を図る。【H29年度～】	・防災行政無線や戸別受信機の活用により、住民への周知を図る。【H29年度～】	防災行政無線の活用により、住民への周知を図る。エリアメール、登録メールについては検討する。	・防災行政無線やエリアメールの活用により、迅速に町民への周知を図る。	防災行政無線や緊急速報メールの活用により、住民への周知を図る。【継続実施】	防災行政無線やエリアメールの活用により、迅速に町民への周知を図る。	-	-	・河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)により、河川水位、雨量情報等の発信を継続実施する。【継続実施】	・振興局HP(県中地方防災サイト)で周知を図る。【継続実施】	・H29年7月に大雨特別警報の改善を行い、引き続き情報の発信・改善を実施する。【継続実施】
オ 隣接市町村等への広域避難体制の構築	(ア) 各市町村において洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・平成28年6月30日に福島河川国道事務所から公表された「阿武隈川水系(上流)における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域等」に基づき、現在、進めている「ゾーニングマップ」の見直し等を踏まえ検討していく。【H29年度～】	・市内の避難所による避難者の収容の可否を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。【H29年度～】	・市内の避難所による避難者の収容の可否を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。【H29年度～】	・町内の避難場所による避難者の収容の可否を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。【H29年度～】	・村内の災害別による避難場所による避難者の収容の可否を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を行う。【H29年度～】	・町内の避難場所による避難者の収容の可否を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。【H29年度～】	・市町村内の避難場所による避難者の収容の可否を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。【H29年度～】	・村内の避難場所による避難者の収容の可否を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。【H29年度～】	町内の避難場所による避難者の収容の可否を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制・避難経路等について検討・調整する。【H29年度～】	・町内の避難所の収容の可否を再確認し、収用困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や災害時の連絡体制について検討・調整する。【H29年度～】	・町内の避難場所による避難者の収容の可否を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。【H29年度～】	今後、必要に応じて検討を進める。	-	-	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を作成後、県、関係市町村へ提供する。【H29年度～】	・相談があれば関係市町村間との調整を行う。【H29年度～】	・作成に必要な情報の提供及び支援を実施する。【H28年度～】
カ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援	(ア) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	引き続き実施	市内における対象施設の把握のほか、福祉・教育等の庁内関係部局との連携・推進体制の構築に向け検討を進めている。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を再確認後、市地域防災計画に記載し、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進を図る。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を今後調査確認し、市地域防災計画に記載する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、市町村地域防災計画に記載し、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進を図る。【H29年度～】	・主に土砂災害区域内に所在する要配慮者利用施設を確認し、地域防災計画に記載し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練実施の促進を図る。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、市町村地域防災計画に記載し、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進を図る。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、市町村地域防災計画に記載し、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進を図る。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、市町村地域防災計画に記載し、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進を図る。【H29年度～】	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、市町村地域防災計画に記載し、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進を図る。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の立地状況はないが、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練の実施の促進を図る。(一部の施設で計画策定済み、避難訓練実施済み)【H29年度～】	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、市地域防災計画に記載し、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進を図る。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、市地域防災計画に記載し、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進を図る。【H29年度～】	-	-	・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、関係市町村への技術的支援を行う。【H28年度～継続実施】	-	-
	(イ) 避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	市内における対象施設の把握のほか、福祉・教育等の庁内関係部局との連携・推進体制の構築に向け検討を進めている。(再掲)【H29年度～】	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について、検討を進める。【H29年度～】	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	-	-	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	-	・福島県等関係機関と連携して、避難確保計画等作成や避難訓練等のシナリオ策定、訓練用の情報提供等に必要な支援を行う。【H28年度～継続実施】
キ 洪水警報の危険度分布等の提供及び気象情報発信時の「警報級の可能性」や「危険度を色分けした時系列」等の発表・改善	(ア) 警報等の解説・見える化により、気象情報発信時の情報入手のし易さをサポートする。	平成29年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・H29年7月から、警報等の解説・見える化により、気象情報発信時の情報入手のし易さを改善する。【H29年度～】

○ソフト対策の主な取組（機関別の取組目標） ※H29～33年度(5年間)の取組目標

具体的な取組の柱	事項	具体的取組	主な内容	目標時期	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	郡山地方広域消防組合消防本部	須賀川地方広域消防本部	福島県県中建設事務所	福島県県中地方振興局	気象庁福島地方気象台
2 地域の水防災意識の向上を図るため水害危険性を周知する。																					
(1) 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組																					
	ア 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有		引き続き実施	・県管理河川のうち、水位周知河川である逢瀬川について、想定最大洪水浸水想定区域図等の公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該洪水浸水想定区域図を共有する(なお、共有された洪水浸水想定区域図については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。)。	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該区域図を共有する。【H28年度～継続実施】	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該区域図を共有する。【H28年度～継続実施】	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該区域図を共有する。【H29年度～】	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。【H29年度～継続実施】	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該区域図を共有する。【H29年度～】	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該区域図を共有する。【H29年度～】	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該区域図を共有する。【H28年度～継続実施】	県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該区域図を共有する。【H28年度～継続実施】	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等について、情報収集を行う。	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該区域図を共有する。【H28年度～継続実施】	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の情報収集を行うとともに、作成・公表の予定を構成市町と共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該区域図を共有する。	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該区域図を共有する。	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成を継続実施するとともに、公表予定を共有し、洪水浸水想定区域図を作成後、当該区域図を共有する。【H28年度～継続実施】	・建設事務所から情報を収集する【H29年度～】	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表に合わせて、洪水警報等の見直しを随時図る。【H29年度～継続実施】
	イ 洪水ハザードマップの作成・改良と周知	(ア) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。	平成29年度から順次実施	・想定最大洪水浸水想定区域図を踏まえた水害ハザードマップを作成・公表する。【H30年度～】	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。【H29年度～】	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。【H29年度～】	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。【H29年度～】	・他機関とハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。【H29年度～】	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。【H29年度～】	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。【H29年度～】	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。【H29年度～】	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。【H29年度～】	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。【H29年度～】	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を構成市町と共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。【H29年度～】	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を構成市町と共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を構成市町と共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。【H29年度～】	・作成された洪水ハザードマップを入手し、県興局HP(県中地方防災サイト)に掲載し、周知を図る。【継続実施】	-
		(イ)「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・水害ハザードマップの改訂にあたり、住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。【H30年度～】	・洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。【H29年度～】	・先進事例を踏まえたわかりやすいハザードマップへの改良について検討・調整する。【H29年度～】	・洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。【H29年度～】	・ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。【H29年度～】	・洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。【H29年度～】	・洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。【H29年度～】	・洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。【H29年度～】	先進事例を踏まえたわかりやすいハザードマップへの改良について検討・調整する。	-	・先進事例を踏まえた分かりやすく見やすい防災ハザードマップ作成につい検討する。	・洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。【H29年度～】	-	-	国土交通省と連携し、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について、関係市町村と情報共有を図る。【H29年度～】	-	-
	ウ まるごとまちごとハザードマップの促進	(ア) 各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有するとともに、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」(平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、取組の推進について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・まるごとまちごとハザードマップの他市の取組状況や成功事例等を調査し、本市内での適合区域や有益性等について調査する。【H30年度～】	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有し、取組の推進を検討する。【H29年度～】	取り組みについて今後検討する。	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有し、取組の推進について検討・調整する。【H29年度～】	・避難場所等に係る看板等の掲示等の取組状況を共有し、取組の推進について検討・調整する。【H29年度～】	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有し、取組の推進について検討・調整する。【H29年度～】	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有し、取組の推進について検討・調整する。【H29年度～】	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有し、取組の推進について検討・調整する。【H29年度～】	今後必要に応じて検討を進める。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況を共有する。【H29年度～】	今後、必要に応じて検討を進める。	今後、必要に応じて検討を進める。	-	-	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有する。【H29年度～】	-	-
	エ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	(ア) 各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多種な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・毎年、防災の日(9月1日)又は直前の土曜日に防災関係機関をはじめ住民等の参加のもと市総合防災訓練を実施【継続実施】	・毎年9月に防災機関や自主防災組織をはじめとする市民参加のもと市防災訓練を実施。【継続実施】	・避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、市で実施する防災訓練等で住民や関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。【H29年度～】	・避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多種な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。【H29年度～】	・他市町村の避難訓練の実施状況を把握し、住民等と多種な関係機関が連携した避難訓練の実施を検討する。【H29年度～】	・避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多種な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。【H29年度～】	・避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多種な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。【H29年度～】	・避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多種な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。【H29年度～】	防災訓練の訓練内容について、水災害についても検討する。	住民等や多種な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。【H29年度～】	毎年、防災関係機関をはじめ住民等の参加のもと町総合防災訓練を実施【継続実施】	・管内の避難訓練の実施予定や実施状況を構成市町と共有するとともに、住民や関係機関が連携した訓練の実施・調整を行う。	・管内の避難訓練の実施予定や実施状況を構成市町と共有するとともに、住民や関係機関が連携した訓練の実施・調整を行う。	・避難訓練の実施状況や実施予定を共有する。【H29年度～】	・防災訓練の実施予定を共有する。【継続実施】・市町村防災訓練及び県中地方防災訓練に情報連絡員(県リエゾン)を参加させる。【H25年度～継続実施】	・避難訓練の実施状況や実施予定を共有する。【H29年度～】
		(イ) 住民の水防災意識を高め、地域防災力向上のための自主防災組織の充実を図る。	平成29年度から検討実施	・自主防災組織(市内42団体)への活動支援(補助金・資機材の貸し出し等)や出前講座、市民防災リーダー講習会等を実施し、地域防災力の向上を図る。【継続実施】	・自主防災組織と連携して、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。【継続実施】	・水防団や行政区と連携して、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。【継続実施】	・水防団や行政区と連携して、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。【H29年度～】	自主防災組織を中心に水防意識の向上を図り、地域防災力の向上に努める。【H29年度～】	・自主防災組織と連携して、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。【H29年度～】	・自主防災組織と連携して、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。【H29年度～】	・自主防災組織と連携して、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。【H29年度～】	住民の水防意識を高める方法について検討し、地域防災力向上のため自主防災組織等の充実を図る。	・町民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。【H29年度～】	・自主防災組織と連携して、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。【H29年度～】	・自主防災組織と連携して、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。【H29年度～】	・構成市町及び管内の自主防災組織と連携して、出前講座、防災講習会等を実施し、地域防災力の向上を図る。	・構成市町及び管内の自主防災組織と連携して、出前講座、防災講習会等を実施し、地域防災力の向上を図る。	-	・消防団員の充実を図るため、団員が勤務する事業所を訪問し、消防(水防)活動がしやすい職場環境の整備について、事業所に対して要請を行う。【継続実施】	-
	オ 防災教育の促進	(ア) 防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・小学校等の先生が直接防災教育を実施するための取組み、支援等を検討する。【H30年度～】	・防災教育について情報収集し、実施拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。【H29年度～】	・小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。【H29年度～】	・小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。【H29年度～】	・小学生を対象とした防災教育の実施拡大について検討・調整を行う。【H29年度～】	・小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。【H29年度～】	・小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。【H29年度～】	・小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。【H29年度～】	防災教育について情報収集し、各学校の先生と防災教育の実施を図るための方策等に関する取組について検討する。	・小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組についてにについて検討・調整する。	・小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。【H29年度～】	・小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。【H29年度～】	-	-	・国の支援により作成した指導計画について市町村と情報共有を図る。【H29年度～】	-	・国土交通省・国土地理院・気象庁の連携による学校防災教育への取り組みを実施する。【H28年度～継続実施】
		(イ) 小中学校等における水防災教育を実施する。(イ) 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・自主防災組織(市内42団体)への活動支援(補助金・資機材の貸し出し等)や出前講座、市民防災リーダー講習会等を実施し、地域防災力の向上を図る。(再掲)・市総合防災訓練を小学校で実施し、小学生の訓練参加による防災意識の向上を図る。【継続実施】	・教育委員会と連携し、水防災教育の取組の実施について検討する。出前講座の活用についても検討。【H29年度～】	・教育委員会と連携し、水防災教育の取組の実施について検討する。出前講座の活用についても検討。【H29年度～】	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。【H29年度～】	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。【H29年度～】	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。【H29年度～】	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。【H29年度～】	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。【H29年度～】	教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。【H29年度～】	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。【H29年度～】	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。【H29年度～】	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。【H29年度～】	・構成市町の教育委員会及び管内の自主防災組織と連携して、出前講座、防災講習会等を実施し、地域防災力の向上を図る。	・構成市町の教育委員会及び管内の自主防災組織と連携して、出前講座、防災講習会等を実施し、地域防災力の向上を図る。	・平成21年度から行っている「豪雨から子どもの命を守る出前講座事業」を継続実施する。【継続実施】	・県中地方防災訓練において、防災に係る啓発を行う。【H27年度～継続実施】・県災害対策課で実施している「防災講座」や「防災フェア」の実施状況を確認する。【継続実施】	・気象庁ワークショップ等を通じた防災教育を支援する。【継続実施】・日本赤十字社と連携し学校防災教育への取り組みを実施する。【継続実施】
(2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項																					
	ア 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	(ア) 危機管理型水位計(※)の配置計画を検討・調整する。※危機管理型水位計：現在、国土交通省のプロジェクトにおいて開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。	平成29年度から検討実施	・水位計の無い県管理河川について、危機管理型水位計の設置について調整を図る。【H29年度～】	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・危機管理型水位計(簡易水位計)の増設について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・水位計未設置河川をはじめとした危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置計画について、検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	-	-	水位計未設置河川をはじめとした危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置計画について、関係市町村と検討・調整を図る。【H29年度～】	-	-
		(イ) 河川監視用カメラの配置計画(設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む)を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・市内の主要河川への監視用カメラの配置について、関係機関(国、県等)と調整する。【H30年度～】	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・河川監視用カメラの配置計画について、検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。【H29年度～】	-	-	・河川監視用カメラの配置計画について、関係市町村と検討・調整を図る。【H29年度～】	-	-
	イ 河川防災ステーション等の整備	(ア) 河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有する。【H29年度～】	-	-
	ウ 避難場所、避難経路の整備	(ア) 避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備にあたっては、近隣工事等の発生土砂を有効活用するなど、事業連携による効率的な整備となるよう検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・避難場所、避難経路に係る情報共有を図り、整備にあたっては事業連携を調整する。【H30年度～】	・避難所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	・避難所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	-	-	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。【H29年度～】	-	-

○ソフト対策の主な取組（機関別の取組目標） ※H29～33年度(5年間)の取組目標

別紙②（3／3）

具体的な取組の柱	事項	具体的な取組	主な内容	目標時期	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	郡山地方広域消防組合消防本部	須賀川地方広域消防本部	福島県県中建設事務所	福島県県中地方振興局	気象庁福島地方気象台
3 水災害の軽減を図るため水防活動の効率化及び水防体制の強化を推進する。																					
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																					
	ア 重要水防箇所の確認	(ア) 河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。	引き続き実施	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認及び現地にて関係者による共同点検等の実施する。	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施する。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて、構成市町の担当者と共同点検等を実施し、情報共有を図る。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて、構成市町の担当者と共同点検等を実施し、情報共有を図る。【継続実施】	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等を実施する。【継続実施】	－	－
	イ 水防資機材の整備等	(ア) 各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。	引き続き実施	・水防資機材の必要数量を確保し、効率的な利用のために情報共有を図る。【継続実施】	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	・水防資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	・構成市町の水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。	・構成市町の水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。【継続実施】	－	－
		(イ) 河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ウ 水防訓練の充実	(ア) 毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施する。	引き続き実施	・関係機関と連携して水防訓練(排水ポンプ運転)等を実施する。【継続実施】	・実施に向け検討する。【H29年度～】	・市の防災訓練で水防団が毎年実施中。【継続実施】	・関係機関が連携した水防訓練等を実施する。	・関係機関が連携した水防訓練等を実施する。	・関係機関が連携した水防訓練等を実施する。	・関係機関が連携した水防訓練等の実施を検討する。【平成29年度～】	・関係機関が連携した水防訓練等の実施を検討する。【平成29年度～】	・引き続き、関係機関が連携した水防訓練等を実施する。【継続実施】	関係機関と連携した水防訓練等に参加する。	・関係機関が連携した水防訓練等に実施する。【H29年度～】	・県の水防訓練等へ参加する【継続実施】	・引き続き、関係機関が連携した水防訓練等を実施する。【継続実施】	・構成市町と連携して水防訓練等を実施する。	・構成市町と連携して水防訓練等を実施する。	・引き続き、関係機関が連携した水防訓練等を実施する。【継続実施】	－	・関係機関と連携した情報伝達訓練への支援を行う。【継続実施】
		(イ) 県と市町村職員等を対象に水防技術講習会を実施する。	引き続き実施	・関係機関と連携して水防訓練(排水ポンプ運転)等を実施する。(再掲)【継続実施】	・水防技術講習会等に積極的に参加する。【H29年度～】	・水防技術講習会等に積極的に参加する。【H29年度～】	職員が水防技術講習会に参加し、水防技術の習得を図る。	職員が水防技術講習会に参加し、水防技術の習得を図る。	・水防技術講習会の実施を検討する。【平成29年度～】	・水防技術講習会の実施を検討する。【平成29年度～】	・水防技術講習会の実施を検討する。【平成29年度～】	・引き続き、水防技術講習会を実施する。【継続実施】	水防技術講習会等の参加について検討する。	・水防技術講習会等への積極的参加。【H29年度～】	・水防技術講習会に参加する。【継続実施】	・水防技術講習会の実施を検討する。【平成29年度～】	・構成市町と連携して水防技術講習会への積極的な参加を図る。	・構成市町と連携して水防技術講習会への積極的な参加を図る。	・引き続き、市町村職員等を対象に水防技術講習会を実施する。【継続実施】	－	－
		(ウ) 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を実施する。	引き続き実施	・水防団等の人員維持に努め、連絡体制の確認と情報伝達訓練等の実施を検討する。【継続実施】	関係機関との連絡体制の確認と情報伝達訓練実施を検討する。【H29年度～】	関係機関との連絡体制の確認と実践的な情報伝達訓練実施を検討する。【H29年度～】	・水防団等への連絡体制の確認と実践的な情報伝達訓練を実施する。	水防団等(消防団等)の連絡体制の確認と村長も参加した情報伝達訓練を実施する。	・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。【平成29年度～】	・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。【平成29年度～】	・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。【平成29年度～】	・引き続き、消防団等へ連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を実施する。【継続実施】	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を検討する。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・関係機関への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を実施する。【継続実施】	・関係機関への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を実施する。【継続実施】	・構成市町と連携して水防技術講習会への積極的な参加を図る。	・構成市町と連携して水防技術講習会への積極的な参加を図る。	・引き続き、市町村への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を実施する。【継続実施】	－	・市町村や関係機関等の要請により、情報提供等の訓練への支援を実施する。【継続実施】
		(エ) 多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・毎年、防災の日(9月1日)又は直前の土曜日に防災関係機関をはじめ住民等の参加のもと市総合防災訓練を実施【継続実施】・住民等の参加による実践的な水防訓練について検討する。【H30年度～】	・住民等の参加等による実践的な水防訓練実施に向け、検討する。【H29年度～】	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する予定。	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。【H29年度～】	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。【H29年度～】	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。【H29年度～】	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。【H29年度～】	住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。【H29年度～】	・町民等の参加による実践的な水防訓練について検討・調整する。【H29年度～】	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。【H29年度～】	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。【H29年度～】	・構成市町村が実施する訓練への参加をはじめ、住民参加の実践的な訓練について検討・調整する。	・構成市町村が実施する訓練への参加をはじめ、住民参加の実践的な訓練について検討・調整する。	・市町村との連携による実践的な水防訓練について検討・調整する。【H29年度～】	－	－
	エ 水防に関する広報の充実	(ア) 各構成員の水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・水防に関する取組状況等を紹介し、水防についての理解が深まるよう広報の充実を検討する。【H29年度～】	・水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。【H29年度～】	・自主防災組織、企業等の参画等に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する予定。	・水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	・自主防災組織、企業等の参画等に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	・水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	・水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。【H29年度～】	・水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。【H29年度～】	・水防(消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。【H29年度～】	水防に関する広報等を積極的に行う。	・先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。【H29年度～】	・水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。【H29年度～】	・水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。【H29年度～】	－	－	・水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有する。また、先進事例の情報を入手し、共有を図る。【H29年度～】	－	・お天気フェア等の広報行事における水防災に関する防災気象情報の活用に関するパンフレット等の配布を実施する。【継続実施】・防災気象講演会を開催し、広報活動を実施する。【H29年度～】
	オ 水防団間での連携、協力に関する検討	(ア) 大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・水防団等の人員維持に努め、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。【H30年度～】	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について調整する。【継続実施】	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、防災訓練等で連携・協力について訓練を実施し確認する。【継続実施】	水防団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	・各水防団(消防団)の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。【H29年度～】	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。【H29年度～】	各水防団(消防団)の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。【H29年度～】	各消防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の消防団間の連携・協力について検討・調整する。【H29年度～】	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。【H29年度～】	・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。【H29年度～】	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。【H29年度～】	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。【H29年度～】	－	－	－	－	－
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																					
	ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	(ア) 洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。【H29年度～】	・病院等の立地状況を調査し、施設管理者等に対する洪水時等の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。		・病院(診療所)等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時等の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。	・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。【H29年度～】	－	－	病院等の立地状況を確認する。	・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。【H29年度～】	－	－	－	－	－
	イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	(ア) 市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化、非常用電源等の整備等)について検討・調整する。	平成29年度から検討実施		・市庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。【H29年度～】	・市庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。【H29年度～】		・村本庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	・町庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。【H29年度～】	・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。【H29年度～】	・村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。【H29年度～】	市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。【H29年度～】	・町庁舎等で想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。【H29年度～】	・庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。【H29年度～】	・庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。【H29年度～】	・本庁舎及び各(分)署等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切な機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	・本庁舎及び各(分)署等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切な機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	－	・市町村庁舎が機能しない状況となった場合の代替施設の有無を把握し、助言を行う。【H29年度～】	－
	ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進	(ア) 洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	平成29年度から検討実施	・洪水浸水想定区域内における大規模工場の状況を確認し、地域防災計画への掲載について調整する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認し、大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。【H29年度～】	・大規模工場等の立地状況を調査し、大規模工場等の災害防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認し、大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	・大規模工場等の立地状況を確認し、大規模工場等の災害防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認し、大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認し、大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認し、大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認し、大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。【H29年度～】	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		(イ) 浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、支援策について検討する。【H29年度～】	・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援策について検討・調整する。	・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援策について検討・調整する。	・事業所等の災害防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、事業所等への支援策について検討・調整する。	・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援策について検討・調整する。【H29年度～】	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項																					
	ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	(ア) 洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・洪水浸水想定区域内における排水施設、水防資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。【H29年度～】	－	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。【H29年度～】	－	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。【H29年度～】	洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。【H29年度～】	－	今後、必要に応じて検討を進める。	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。【H29年度～】	－	－	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。【H29年度～】	－	－
	イ 浸水被害軽減地区の指定	(ア) 複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定に あたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。【H30年度～】	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有し、連携対応を図る。【H29年度～】	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有し、連携対応を図る。		・近隣市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有し、連携対応を図る。【H29年度～】	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有し、連携対応を図る。【H29年度～】	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有し、連携対応を図る。【H29年度～】	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有し、連携対応を図る。【H29年度～】	－	－	－	－	－	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。【H29年度～】	・建設事務所から情報を収集する【H29年度～】	－
(4) その他																					
	ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化	(ア) 国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・災害に関する研修、訓練へ参加し、人材育成や技術力の向上に努める。【H29年度～】	国が実施する研修、訓練へ参加し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。【H29年度～】	・国が実施する研修、訓練へ参加し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。	国が実施する研修、訓練へ参加し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。	・国が実施する研修、訓練へ参加し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。	国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。【H29年度～】	国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。【H29年度～】	国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。【H29年度～】	国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。【H29年度～】	国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。【H29年度～】	・国、県が実施する研修、訓練へ参加し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。【H29年度～】	国が実施する研修、訓練へ参画し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。【H29年度～】	国が実施する研修、訓練へ参画し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。【H29年度～】	国が実施する研修、訓練へ、構成市町と連携し参加し、人材育成や技術力の向上に努める。	国が実施する研修、訓練へ、構成市町と連携し参加し、人材育成や技術力の向上に努める。	国が実施する研修、訓練へ参画し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。【H29年度～】	・国又は県災害対策課主催の研修、訓練へ参加し、災害対応の強化を図る。【継続実施】・災害対策本部設置訓練や研修会を実施し、災害対応の強化を図る。【継続実施】	・気象台は災害時気象資料及び災害時気象支援資料を必要に応じて発表するとともに、これらの資料の利活用にあたる人材を育成するための方策について検討・調整する。【H29年度～】
	イ 災害情報の共有体制の強化	(ア) 各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・災害情報の共有を強固にするための方策等を検討する。【H29年度～】	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等の確認を行う。【H29年度～】	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等の確認を行う。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等の確認を行う。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等の確認を行う。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等の確認を行う。【H29年度～】	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等の確認を行う。【H29年度～】	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等の確認を行う。【H29年度～】	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等の確認を行う。【H29年度～】	災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等の確認を行う。【H29年度～】	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。【H29年度～】	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。【H29年度～】	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。【H29年度～】	・災害情報の共有体制を強化するため、職員や一斉メール通信を活用し、災害情報の共有及び方策等の確認を行う。	・災害情報の共有体制を強化するため、職員や一斉メール通信を活用し、災害情報の共有及び方策等の確認を行う。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。【H29年度～】	・県防災事務連絡システムを利用した被害情報の収集を行う。【継続実施】・建設事務所等関係機関との情報共有を図る。【継続実施】	－

○課題と取組内容

資料2－2　別紙③

別紙③

具体的な取組の柱	事項	具体的取組	主な内容		①情報伝達、避難計画等に関する事項					②水防に関する事項					③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項
				項目	ア 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及び時点	イ 避難勧告等の適切な時点での発令	ウ 避難場所・避難経路	エ 住民等への情報伝達の体制や方法	オ 避難誘導体制	カ 河川水位等に係る情報提供	キ 河川の巡視区間	ク 水防訓練、水防活動の広報	ケ 水防資機材の整備、防災拠点施設の機能確保	コ 排水施設、排水資機材の操作・運用
				現状	災害発生の恐れがある場合は、気象台長、県中建設事務所長から関係市町村長に気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報に係る情報伝達(ホットライン)を実施している。 避難を必要とする区域を示す洪水浸水想定区域図は、主要な河川の計画規模降雨による区域図となっており、それ以上の降雨時の避難すべき区域が明らかになっていない。	長らく大規模水害が発生していないため、避難勧告等を発令した経験がない市町村が多い。	長らく大規模水害が発生していないため、住民の防災意識の薄れがみられる。	従来の防災行政無線と広報車等による屋外からの呼びかけは、屋内にいる人に伝わらないことが多いため、テレビ、ラジオ等の放送や携帯電話への緊急通報など、多様な手段による伝達手段の整備が進められている。 水位周知や洪水警報を発表しているが、多くの住民等の防災行動につながっていない。	避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員(消防団員)と協力して実施している。	災害発生の恐れがある場合は、気象台長、県中建設事務所長から関係市町村長に気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報に係る情報伝達(ホットライン)を実施している。【再掲】 河川水位、雨量情報等について、気象台及び県HPや報道機関を通じて情報提供している。 気象台が洪水警報・大雨(浸水)警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を提供している。	出水期前に関係市町村、水防団(消防団)及び県で重要水防区域の合同点検を実施している。 出水時はもちろんのこと、定期的に河川巡視を実施している。	水防活動を担う水防団(消防団)について、水防活動に関する専門的な知見の習得や情報を共有する機会が少ない。 水防団員(消防団員)が減少・高齢化している。 大規模工場等において、自衛水防の取組が求められている。	関係機関の水防倉庫に水防資機材を備蓄している。 市町村庁舎が被災した場合、防災拠点施設の代替施設を指定している。 停電が発生した場合においても、非常用発電機により72時間分の電力を確保している。	出水期前に排水樋門の操作点検を実施している。 大規模水害により築堤区間が破堤した場合、想定される排水量が多く、現状の施設では早期に社会機能を再開できない恐れがある。
				課題	1－1 ホットラインについて、適切な時点で確実に実施する必要がある。 1－2 計画規模を超える降雨による洪水浸水想定区域を明らかにする必要がある。	2 避難勧告等を適切な時点で発令するよう徹底する必要がある。	3－1 住民が安全、迅速に避難できるよう徹底する必要がある。 3－2 新たなハザードマップの作成や更新、その活用方法を住民に伝える必要がある。	4－1 全ての住民に河川水位や避難に関する情報等が的確に伝わるよう伝達手段を整備する必要がある。また、それが避難行動につながるよう周知徹底する必要がある。 4－2 危険の切迫度等がわかりやすく、水防活動や避難行動の判断につながる情報に工夫が必要である。	5 災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者の迅速な避難を確保する必要がある。	6－1 ホットラインについて、適切な時点で確実に実施する必要がある。【再掲】 6－2 気象台及び県が提供している河川水位等に係る情報について、継続的に広報する必要がある。 6－3 気象台が洪水警報・大雨(浸水)警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値について利用促進を図る必要がある。	7 優先的に水防活動を実施すべき箇所について特定し関係市町村、水防団(消防団)、県が共有する必要がる。	8-1 水防団(消防団)に対し、水防活動に関する知見の習得や情報を共有する機会の提供が必要である。 8-2 水防団員(消防団員)の確保・育成が必要である。 8-3 大規模工場等の自衛水防の取組促進が必要である。	9-1 水防資機材の不足、劣化状況の確認、関係機関の備蓄情報の共有が必要である。 9-2 防災拠点となる関係機関の庁舎について、大規模水害時においても適切に機能を確保する必要がある。	10 既存の排水施設や排水系統を考慮し、排水計画を検討する必要がある。

具体的な取組	主な内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
1　住民の避難行動のきっかけとなる情報伝達が確実に行われる体制を構築する。											
(1)　情報伝達、避難計画等に関する事項											
ア　洪水時等における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	(ア) 洪水時等の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時等に気象台や河川管理者等から市町村に提供する気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供するタイミングを確認する。		●					●				
	(イ) 直接市町村長等に気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。		●					●				
イ　避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	(ア) 「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月、内閣府(防災担当))を参考に、市町村が定めた洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。			●								
	(イ) 市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。			●								
	(ウ) 避難勧告等の発令判断基準の目安となる基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの予定を共有し、その進捗状況について確認する。			●								
ウ　水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知	(ア) 水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。					●		●				
	(イ) 「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」(平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。					●		●				
	(ウ) 洪水警報・大雨(浸水)警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値の利活用推進を図る。					●		●				
エ　情報通信技術等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実	(ア) 「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等、国と県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。					●		●				
	(イ) 気象庁HP等を活用した情報提供と利活用について促進を図る。					●		●				
	(ウ) 緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。					●						
オ　隣接市町村等への広域避難体制の構築	(ア) 各市町村において洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。				●							
カ　要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援	(ア) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。						●					
	(イ) 避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。						●					
キ　洪水警報の危険度分布等の提供及び気象情報発信時の「警報級の可能性」や「危険度を色分けした時系列」等の発表・改善	(ア) 警報等の解説・見える化により、気象情報発信時の情報入手のし易さをサポートする。					●						
2　地域の水防災意識の向上を図るため水害危険性を周知する。											
(1)　平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組											
ア　想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	(ア) 国又は県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該洪水浸水想定区域図を共有する(なお、共有された洪水浸水想定区域図については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。)。		●		●							
イ　洪水ハザードマップの作成・改良と周知	(ア) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。				●							
	(イ) 「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。				●							
ウ　まるごとまちごとハザードマップの促進	(ア) 各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有するとともに、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」(平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、取組の推進について検討・調整する。				●							
エ　住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	(ア) 各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。				●		●					
	(イ) 住民の水防災意識を高め、地域防災力向上のための自主防災組織の充実を図る。				●		●					
オ　防災教育の促進	(ア) 防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。				●							
	(イ) 小中学校等における水防災教育を実施する。 (イ) 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を実施する。				●							
(2)　円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項											
ア　危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	(ア) 危機管理型水位計(※)の配置計画を検討・調整する。 ※危機管理型水位計：現在、国土交通省のプロジェクトにおいて開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。					●		●				
	(イ) 河川監視用カメラの配置計画(設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む)を検討・調整する。					●		●				
イ　河川防災ステーション等の整備	(ア) 河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。										●	
ウ　避難場所、避難経路の整備	(ア) 避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備にあたっては、近隣工事等の発生土砂を有効活用するなど、事業連携による効率的な整備となるよう検討・調整する。				●							
3　水災害の軽減を図るため水防活動の効率化及び水防体制の強化を推進する。											
(1)　水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項											
ア　重要水防箇所の確認	(ア) 河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。								●			
イ　水防資機材の整備等	(ア) 各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。										●	
	(イ) 河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。										●	
ウ　水防訓練の充実	(ア) 毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施する。									●		
	(イ) 県と市町村職員等を対象に水防技術講習会を実施する。									●		
	(ウ) 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を実施する。									●		
	(エ) 多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。									●		
エ　水防に関する広報の充実	(ア) 各構成員の水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。									●		
オ　水防団間での連携、協力に関する検討	(ア) 大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。									●		
(2)　市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項											
ア　災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	(ア) 洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。					●						
イ　洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	(ア) 市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化、非常用電源等の整備等)について検討・調整する。										●	
ウ　大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進	(ア) 洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。									●		
	(イ) 浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。									●		
(3)　氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項											
ア　排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	(ア) 洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。											●
イ　浸水被害軽減地区の指定	(ア) 複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。					●						
(4)　その他											
ア　災害時及び災害復旧に対する支援強化	(ア) 国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。											
イ　災害情報の共有体制の強化	(ア) 各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。											

○ソフト対策の主な取組（機関別の取組目標） ※H29年度取組内容

資料2－2 別紙④

具体的な取組の柱	事項	具体的な取組	主な内容	目標時期	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	郡山地方広域消防組合消防本部	須賀川地方広域消防本部	福島県県中建設事務所	福島県県中地方振興局	気象庁福島地方気象台
1 住民の避難行動のきっかけとなる情報伝達が確実に行われる体制を構築する。																					
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																					
	ア 洪水時等における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミングの確認		(ｱ) 洪水時等の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時等に気象台や河川管理者等から市町村に提供する気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供するタイミングを確認する。	平成29年度から順次実施	・阿武隈川にかかる郡山市タイムライン(H29.3)の運用により情報共有のタイミングを確認 ※台風第21号(H29.10月)において、郡山市タイムラインの本格運用を図った。	・提供される情報の内容及びタイミングについて確認する。	・提供される情報の内容及びタイミングについて確認する。	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングについて確認する。	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングを確認する。	・指定済みの水位周知河川(阿武隈川)及び土砂災害警戒情報の内容やタイミングについて確認を行う。	・指定済みの水位周知河川(阿武隈川)及び土砂災害警戒情報の内容やタイミングについて確認を行う。	土砂災害警戒情報等の内容及びタイミングについて、確認した。	土砂災害警戒情報等の内容及び提供するタイミングについて確認した。	・土砂災害警戒情報等の内容及び提供するタイミングについて確認する。	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングについて確認する。	・土砂災害警戒情報等の内容及び提供するタイミングについて確認する。	-	-	・指定済みの水位周知河川(蓬莱川、大滝根川、釈迦堂川、社川、今出川、右支夏井川、阿武隈川)及び土砂災害警戒情報について、H29.6月までに確認した。	・県総合情報ネットワーク(防災FAX)又は気象庁HP等により土砂災害警戒情報発表の有無を確認している。	・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等を建設事務所と気象台で共同で実施する。 ・「警報級の可能性」(H29.5)「危険度を色分けした時系列(H29.7)」の提供を開始した。】
			(ｲ) 直接市町村長等に気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	平成29年度から順次実施	・H29.4 ホットライン体制構築 ※台風第21号(H29.10月)において、国(福島河川国道事務所長)とのホットラインを活用し、阿武隈川の水位等について、情報共有を図った。	・指定済みの水位周知河川に係る河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	・指定済みの水位周知河川に係る河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	・河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	・河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。気象情報については、継続実施する。	・気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用開始による連絡体制の整備に努める。	・気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用開始による連絡体制の整備に努める。	土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	土砂災害警戒情報等を伝達するホットラインの構築状況を確認した。	ホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	・直接市町村長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達されるホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	ホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	-	-	・指定済みの水位周知河川(蓬莱川、大滝根川、釈迦堂川、社川、今出川、右支夏井川、阿武隈川)に係る河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始した。	・県災害対策課で指定しているホットライン及び建設事務所における河川情報ホットラインの伝達ルートを確認した。	・直接市町村長等に気象情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、(H29.6)、連絡体制を確立した。 ・ホットライン4回(延べ25市町村)、防災メール発出16回【H29年度】
	イ 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認		(ｱ)「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月、内閣府(防災担当))を参考に、市町村が定めた洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	平成29年度から順次実施	・郡山市避難勧告等の判断・伝達マニュアル(H27.2)による運用 ※H29は基準改定なし	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等を確認する。	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等を確認する。	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等を確認する。	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等を確認する。	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行い、必要に応じ見直しを行う。	土砂災害警戒情報等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	洪水時等における避難勧告等の発令対象区域や発令判断基準の作成に向け、検討を始めた。	避難勧告等の発令対象区域や発令判断基準を作成する。	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等を確認する。	-	-	・H29.8～9月に各市町村防災担当への個別説明を実施した。	・H29.8.30、31に各市町村から聞き取りを行った。	・避難判断及び配備基準への気象情報の利活用に関する助言等支援を行う。 ・地域防災計画修正等支援 (福島市等7市町村) 【H29年度実施】
			(ｲ) 市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。	平成29年度から順次実施	・取組み無し ※中小河川におけるタイムライン作成の意義と運用の現実性について統一見解が図れていない	・「水害対応タイムライン」の作成に向け、情報収集し、検討を開始する。	今後必要に応じて、検討を進める。	・「水害対応タイムライン」を作成に向け検討をはじめる。	・「水害対応タイムライン」を作成に向け検討をはじめる。	今後必要に応じて、検討を進める。	・「水害対応タイムライン」の作成に向けた検討を進める。	今後必要に応じて、検討を進める。	今後必要に応じて、検討を進める。	今後、必要に応じて検討を進める。	今後、必要に応じて検討を進める。	・「水害対応タイムライン」の作成に向けた検討を進める。	-	-	・遠瀬川、大滝根川、釈迦堂川、社川、今出川、右支夏井川、阿武隈川の「水害対応タイムライン」の作成に向けた支援を行う。	・水害対応タイムライン作成状況の確認を行った。	・市町村の「水害対応タイムライン」の作成に向けた支援を行う。 ・福島市や福島河川国道事務所と協力して詳細版のタイムラインの検討会への参画【H30.3】
			(ｳ) 避難勧告等の発令判断基準の目安となる基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの予定を共有し、その運用状況を確認する。	引き続き実施	・遠瀬川：見直し済(H28) ※その他河川(谷田川、藤田川、笹原川、南川)は未確認	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しに係る進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の設定に向け、関係機関と調整を始める	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の設定に向け、関係機関と調整を始める。	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の設定に向け、関係機関と調整を始める	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しに係る進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しに係る進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。	-	-	必要に応じて、検討を進める。	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。	必要に応じて、検討を進める。	-	-	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しを継続実施し、進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。 ・遠瀬川、今出川の基準水位見直しを実施した。 ・新たに水位周知河川に指定する笹原川の基準水位設定に着手した。	・H29.8.30、31に各市町村から聞き取りを行った。	-
	ウ 水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知		(ｱ) 水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。	平成29年度から順次実施	・H29は取組み無し 既指定 ：遠瀬川 指定予定：谷田川、藤田川(時期は未確)	・河川周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	必要に応じて検討を進める。	必要に応じて検討を進める。	-	・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	・新たに水位周知河川等の指定を行う可能性のある河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。	・水位周知河川等の指定を行う河川について、検討・調整を行う。	・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	-	-	・新たに水位周知河川の指定を行う阿武隈川について、関係市町村と検討・調整を行う。	・H29.8.30、31に各市町村から聞き取りを行った。	-
			(ｲ)「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」(平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。	平成29年度から順次実施	・取組み無し ※水害危険性の周知を予定する中小河川(県管理)について情報提供なし	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を行う。	・水害の危険性の周知を行う河川の情報提供する方法について検討を始める。	・水害の危険性の周知を行う河川の情報提供する方法について検討を始める。	・水害の危険性の周知を行う河川の情報提供する方法について検討を始める。	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を行う。	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を行う。	簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を行う。	簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、検討・調整をする。	-	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、検討・調整を行う。	今後、必要に応じて検討を進める。	-	-	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整を図る。	-	-
			(ｳ) 洪水警報・大雨(浸水)警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値の利活用推進を図る。	平成29年度から順次実施	・郡山市防災ウェブサイトにて気象情報の周知を進めている。(気象台HPへリンクしている。) 【継続実施】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・H29.7から提供を開始した、洪水警報・大雨(浸水)警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値の利活用推進を図る。
	エ 情報通信技術等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実		(ｱ)「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等、国と県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・郡山市防災ウェブサイトにて、リアルタイム情報を周知(国、県サイト=リンク貼り付け)	・須賀川市HPに「川の防災情報」や「河川流域総合情報システム」を掲載し情報の周知を図る。	・市HPに掲載する情報について検討を進める。	・町ホームページ等への情報掲載について検討する。	・天栄村の公式ウェブサイトに「川の防災情報」や、河川流域総合情報システム」等のリンク方法を検討する。	・「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等の活用方法について周知する。	・玉川村ホームページに「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、「河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等のバナー添付や、広報誌へのアドレス掲載など情報の周知を図る。	・「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等の活用方法について周知する。	防災情報等のシステム等の活用方法について周知する。	・河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等の活用方法について周知する。	・町防災ウェブサイトに掲載する情報について検討を進める。	・ホームページに「川の防災情報」や、河川流域総合情報システム」等のリンク方法を検討する。	-	-	・河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)のスマートフォン用サイトを整備し、住民等へのリアルタイム情報の周知を図る。	・振興局HP「県中地方防災サイト」でリンクを貼り、周知を図っている。	-
			(ｲ) 気象庁HP等を活用した情報提供と利活用について促進を図る。	引き続き実施	・郡山市防災ウェブサイトにて気象情報の周知を進めている。(気象台HPへリンクしている。) 【継続実施】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・気象台と連携して利活用の促進を図る。 【H29年度～】	・振興局HP「県中地方防災サイト」でリンクを貼り、周知を図っている。	・洪水警報・大雨(浸水)警報の危険度分布(H29.7)及び危険度を色分けした時系列(H29.5)を発表し、これらのらの利活用を図る。
			(ｳ) 緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・防災行政無線に代わる新たな情報伝達システムの構築(H29～30)及びメールマガジン、SNS、コミュニティFM等多様な手段により確実な伝達体制の確保に努める。	・緊急速報メールや防災行政無線、SNS等さまざまな手段での情報提供を継続実施する。	・緊急速報メールや防災行政無線、SNS等さまざまな手段での情報提供を継続実施する。	・防災行政無線や緊急速報メールなどの活用により住民に周知を図る。	・防災行政無線や緊急速報メールなどの活用により住民に周知を図る。 その他の周知方法についても検討を始める。	・防災行政無線やエリアメールなどの活用により住民に周知を図る。	・防災行政無線やエリアメールの点検実施、使用基準等の見直しを行い、確実な伝達体制の確立に努める。	・防災行政無線の活用により、住民の周知を図る。	防災行政無線の活用により、周知を図る。	・防災行政無線やエリアメールの活用により、迅速に町民への周知を図る。	防災行政無線や緊急速報メールの活用により、住民への周知を図る。	防災行政無線や緊急速報メールの活用により、住民への周知を図る。	-	-	・河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)により、河川水位、雨量情報等の発信を継続実施する。	・振興局HP「県中地方防災サイト」でリンクを貼り、周知を図っている。	・H29年7月に大雨特別警報の改善を行った。引き続き情報の発信・改善を実施する。
	オ 隣接市町村等への広域避難体制の構築		(ｱ) 各市町村において洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・想定最大浸水想定区域における避難所の再編後、広域連携の必要を検討予定	調査検討を進める	調査検討を行う。	・村内の災害別による避難場所による避難者の収容の可否を再確認を始める。	・町内の避難所の収容の可否を再確認し、収用困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や災害時の連絡体制について検討・調整する。	・村内の避難場所及び避難経路等を再確認し、収容困難な場合は隣接市町村等における避難場所の設定や災害時の連絡体制について検討・調整する。	・村内の避難所における避難者の収容の可否を再確認する。	町内の避難所における避難所の収容の可否を再確認する。避難経路について、検討・調整する。	・町内の避難所の収容の可否を再確認し、収用困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や災害時の連絡体制について検討・調整する。	・町内の避難場所による避難者の収容の可否を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。	今後、必要に応じて検討を進める。	-	-	・遠瀬川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を作成を進める。 ・大滝根川、釈迦堂川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を作成に着手する。	・相談があれば関係市町村間との調整を行う。	・作成に必要な情報の提供及び支援を実施する。
	カ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援		(ｱ) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	引き続き実施	要配慮者利用施設の地域防災計画への位置付けについて検討中	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地条件を確認後、市地域防災計画に記載する。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地条件を調査検討する。		・主に土砂災害区域内に所在する要配慮者利用施設を確認する。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況や避難確保計画の作成状況、訓練実施状況等の確認を行う。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設について、施設毎の立地状況、避難確保計画の作成状況や訓練実施状況等の確認を行う。	・土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進等について検討する。	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、地域防災計画の修正をする。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内立地施設はないが、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練の実施の促進を図る。	・地域防災計画の見直しに合わせ、土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、町地域防災計画に記載するとともに、対象施設における避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地条件を調査検討する。	-	-	・H29.8～9月に各市町村防災担当への個別説明を実施した。	-	-
			(ｲ) 避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	要配慮者利用施設の地域防災計画への位置付けについて検討中(再掲)	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援について関係部署と検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援について関係部署と検討・調整する。		・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を把握し、それぞれの取組を支援するための方法について、検討を始める。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組みを促すための支援策について検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組みを促すための支援策について検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組みを促すための支援策について検討・調整する。	避難確保計画の作成状況を確認し、取組を促すための支援について検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組みを促すための支援策について検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	-	-	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	-	・福島県等関係機関と連携して、避難確保計画等作成や避難訓練等のシナリオ策定、訓練用の情報提供等に必要な支援を行う。
	キ 洪水警報の危険度分布等の提供及び気象情報発信時の「警報級の可能性」や「危険度を色分けした時系列」等の発表・改善		(ｱ) 警報等の解説・見える化により、気象情報発信時の情報入手のし易さをサポートする。	平成29年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・H29年5月警報急の可能性等を提供、H29年7月、洪水警報の危険度分布等の提供を開始し、情報の改善を実施した。

○ソフト対策の主な取組（機関別の取組目標） ※H29年度取組内容

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的取組	主な内容	目標時期	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	郡山地方広域消防組合消防本部	須賀川地方広域消防本部	福島県県中建設事務所	福島県県中地方振興局	気象庁福島地方気象台
2 地域の水防災意識の向上を図るため水害危険性を周知する。2 地域の水防災意識の向上を図るため水害危険性を周知する。																			
(1) 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組																			
ア 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	(ｱ) 国又は県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該洪水浸水想定区域図を共有する(なお、共有された洪水浸水想定区域図については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。)。	引き続き実施	・県中建設事務所と逢瀬川の洪水浸水想定区域図公表の予定について情報共有	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成、公表の予定を共有する。	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成、公表の予定を共有する。	情報の共有を図る。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を確認する。	・想定最大規模降雨に係る浸水想定区域図等について、情報収集を行う。	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。	・想定最大規模降雨に係る浸水想定区域図等について、情報収集を行う。	・想定最大規模降雨に係る浸水想定区域図について、情報収集を行う。	・想定最大規模降雨に係る浸水想定区域図等について、情報収集を行う。	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を確認する。	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。	－	－	・逢瀬川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成を進めた。 ・釈迦堂川、大滝根川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成に着手した。	・H29.8.30、31に各市町村から聞き取りを行った。	・指定河川洪水予報実施河川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表に合わせて、洪水警報等の見直しを検討する。それ以外の河川については、情報を共有する。 ・H29.9阿武隈川、H30.3阿賀川の洪水警報基準の見直しを行った。
イ 洪水ハザードマップの作成・改良と周知	(ｱ) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。	平成29年度から順次実施	・取組み無し ※阿武隈川、逢瀬川の浸水想定が整い次第、水害ハザードマップの作成に着手予定(H30以降)	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成、公表の予定を共有する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成、公表の予定を共有する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成、公表の予定を共有する。	・他機関のハザードマップの作成・公表の予定を確認する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた新たな洪水ハザードマップが策定された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた新たな洪水ハザードマップが策定された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた新たな洪水ハザードマップが策定された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた、洪水ハザードマップについて作成を検討する。	・想定最大規模降雨に係る浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップについて、情報収集を行う。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を確認する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成、公表の予定を共有する。	－	－	・逢瀬川、釈迦堂川、大滝根川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成後、洪水ハザードマップの作成に必要な情報を市町村への提供及び公表予定を共有した。	・振興局HP「県中地方防災サイト」でリンクを貼り、周知を図っている。	－
	(ｲ)「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・取組み無し ※阿武隈川、逢瀬川の浸水想定が整い次第、水害ハザードマップの作成に着手予定(	・先進事例を踏まえたわかりやすい防災ハザードマップの作成について、検討する。	・先進事例を踏まえたわかりやすい防災ハザードマップの作成について、検討する。	・先進事例を踏まえたわかりやすい防災ハザードマップの作成について、検討する。	・ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすいハザードマップへの改良について検討を始める。	・先進事例を踏まえた分かりやすく見やすい防災ハザードマップ作成について検討する。	・県管理河川について新たな洪水ハザードマップが策定された場合は、玉川村防災ガイドブックの見直しを検討する。	・先進事例を踏まえた分かりやすく見やすい防災ハザードマップ作成について検討する。	ハザードマップの見直しを検討する。	－	・先進事例を踏まえた分かりやすく見やすい防災ハザードマップ作成について検討する。	・先進事例を踏まえたわかりやすい防災ハザードマップの作成について、検討する。	－	－	－	－	－
ウ まるごとまちごとハザードマップの促進	(ｱ) 各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有するとともに、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」(平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、取組の推進について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・取組み無し ※まるまちハザードマップの要件合致地域について検討	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況を共有する。	必要に応じて検討する	必要に応じて検討する。	・避難場所等に係る看板等の掲示等の取組状況を確認する。	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組みについて検討する。	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組みについて検討する。	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組みについて検討する。	－	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況を共有する。	今後、必要に応じて検討を進める。	今後、必要に応じて検討を進める。	－	－	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況を共有する。	－	－
エ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	(ｱ) 各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・市総合防災訓練を実施(H29.8) 実施箇所：市内13地区 参加者数：約5000名 中央地区参加団体：43団体	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。	避難訓練実施状況等の情報を共有する。	・他市町村の避難訓練の実施状況を把握する。	・住民や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	・住民や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	・防災訓練の訓練内容について、河川災害についても検討を行う。	防災訓練の訓練内容について、水災害についても検討する。	・避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、町民等や関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。	町防災訓練の内容を検討する。	水災害を想定した、関係機関が連携した避難訓練を実施。	－	－	－	・翌年度の市町村における防災訓練等の予定を確認した。 ・市町村防災訓練や県中地方防災訓練に情報連絡員(県リエゾン)を参加させた。	・避難訓練の実施状況や実施予定を共有する。 ・H29.8会津若松市、県総合、10月伊達市の防災訓練に参画した。
	(ｲ) 住民の水防災意識を高め、地域防災力向上のための自主防災組織の充実を図る。	平成29年度から検討実施	・出前講座の実施(H29年度21回実施) ・自主防災組織への活動支援(補助金、資機材等) ・市民防災リーダー講習会を3回(11月～1月)開催	・自主防災組織と連携し、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。	・行政区等と連携し、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。	・水防団や行政区と連携して、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。	自主防災組織等に水防についての周知を図る。	・住民の水防意識を高めるための方策等について検討・調整する。	・住民の水防意識を高めるための方策等について検討・調整する。	・消防団、女性消防クラブと連携して、住民の水防意識を高め、地域防災力の向上を図る。	住民の水防意識の向上の方法について検討する。	・町民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。	・自主防災組織に対する水防災意識の高揚を図るための方策を検討する。	・自主防災会等と連携し、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。	－	－	－	・消防団員の充実を図るため、市町村職員とともに、団員が勤務する事業所を訪問し、消防(水防)活動を行いやすい職場環境の整備について、事業所に対して要請を行った。 ・県消防保安課とともに管内に本社がある企業を訪問し、消防団員の充実のために要請活動を行った。	－
オ 防災教育の促進	(ｱ) 防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・出前講座の実施(H29年度21回実施)	・防災教育の実施拡大する方策について、検討・調整する。	・防災教育の実施拡大する方策について、検討・調整する。	小学生を対象とした防災教育について学校と協議を行う。	小学生を対象とした防災教育の実施拡大について検討を始める。	・教育委員会及び各学校と防災教育の実施についての取組みを検討・調整する。	・教育委員会及び各学校と防災教育の実施についての取組みを検討・調整する。	・防災教育について、各学校と情報の共有と支援について検討・調整する。	防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。	・小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組にについて検討・調整する。	・小学校等の防災教育の状況を確認する。	・小学校等の防災教育の状況を確認する。	－	－	・国の支援により作成した指導計画について市町村と情報共有を図る。	－	・国土交通省・国土地理院・気象庁の連携による学校防災教育への取り組みを実施する。
	(ｲ) 小中学校等における水防災教育を実施する。 (ｲ) 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座の実施(H29年度21回実施 うち小学生対象4回実施) ・市立小山田小学校で市総合防災訓練を実施(H29.8)(児童数約500名)	・水防災教育の実施に向け、出前講座事業の活用を検討する。	今後、教育委員会と協議のうえ検討する	防災教育の促進について関係機関と協議・検討を行う。	教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討を始める。	・教育委員会等と連携し、出前講座等の活用について検討する。	・教育委員会等と連携し、出前講座等の活用について検討する。	・小学校において防災教区を実施する。	教育委員会と連携し、水防災教育の取組の実施について検討する。	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組みの実施について検討する。	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。	－	－	・「豪雨から子どもの命を守る出前講座事業」を継続実施する。	・県中地方防災訓練において防災スタンプラリーを実施し、防災に係る啓発を行った。 ・県災害対策課で実施している「防災講座」や「防災フェア」の実施状況を確認した。	・H29年5月に日本赤十字社と連携し、教員を対象、H30年2月にはいわき市で防災指導者養成講座として気象庁ワークショップを開催した。
(2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項																			
ア 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	(ｱ) 危機管理型水位計(※)の配置計画を検討・調整する。 ※危機管理型水位計：現在、国土交通省のプロジェクトにおいて開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。	平成29年度から検討実施	・配置計画の検討：未実施	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討を始める。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置計画について、検討・調整を図る。	危機管理型水位計(簡易推移型)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・水位計未設置河川をはじめとした危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置計画について、検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	－	－	・水位計未設置河川をはじめとした危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置計画について、関係市町村と検討・調整した。	－	－
	(ｲ) 河川監視用カメラの配置計画(設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む)を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・河川監視用カメラの配置計画の検討：未実施	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討を始める。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、検討・調整を図る。	河川監視用カメラの配置計画について、検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	－	－	・河川監視用カメラの配置計画について、関係市町村と検討・調整を図る。	－	－
イ 河川防災ステーション等の整備	(ｱ) 河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ウ 避難場所、避難経路の整備	(ｱ) 避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備にあたっては、近隣工事等の発生土砂を有効活用するなど、事業連携による効率的な整備となるよう検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・H29は、避難所及び経路の整備なし	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報の共有方法について検討を始める。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。	避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有する。	避難場所・避難経路の再確認を行う。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるような検討・調整する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有する。	－	－	－	－	－

○ソフト対策の主な取組（機関別の取組目標） ※H29年度取組内容

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的取組	主な内容	目標時期	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	郡山地方広域消防組合消防本部	須賀川地方広域消防本部	福島県県中建設事務所	福島県県中地方振興局	気象庁福島地方気象台
3 水災害の軽減を図るため水防活動の効率化及び水防体制の強化を推進する。																			
⑵ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																			
ア 重要水防箇所の確認	(ｱ) 河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。	引き続き実施	・重要水防箇所の合同点検実施	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び現地にて関係者による共同点検等を実施した。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施した。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施した。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施した。	・出水期前に重要水防箇所の確認・点検を行った。	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施をした。	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検を実施する。	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検を実施する。	－	－	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施した。	－	－
イ 水防資機材の整備等	(ｱ) 各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。	引き続き実施	・水防資機材の在庫確認 ※構成員間の相互調整は無し	・保有する防災資機材について、情報共有を行った。	・保有する防災資機材について、情報共有を行った。	・水防資機材の配置について情報を共有する。	・資機材の必要数量を確保するため、関係機関と情報共有を図る。	・保有する水防資機材の配備について、土木事務所と合同で確認を実施した。	・保有する水防資機材の配備について、土木事務所と合同で確認を実施した。	・水防計画に基づく資機材必要数量を確保し、洪水時の資材提供について情報共有を図った。	保有する水防資材の配置について、関係機関と情報共有を行った。	・水防資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。	－	－	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、洪水時の資材提供等について情報共有を図った。	－	－
	(ｲ) 河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ウ 水防訓練の充実	(ｱ) 毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施する。	引き続き実施	・国と連携し、排水ポンプ運転訓練を実施	・実施に向け検討する。 ・H29年は東北水防技術競技大会に出場。	市の防災訓練で各地区水防団員合同で実施した	水防訓練の実施について検討	・関係機関が連携した水防訓練等の実施について検討する。	・関係機関が連携した水防訓練等について検討・調整する。	・関係機関が連携した水防訓練等について検討・調整する。	・関係機関が連携した水防訓練等について検討する。	関係機関と連携した水防訓練等に参加する。	・関係機関が連携した水防訓練等について検討する。	・県の水防訓練等への参加を検討する。	関係機関と連携した水防訓練等を実施。	－	－	・関係機関と連携し、H29.6月に福島県水防訓練を実施した。	－	・関係機関と連携した情報伝達訓練への支援を行う。
	(ｲ) 県と市町村職員等を対象に水防技術講習会を実施する。	引き続き実施	・国と連携し、排水ポンプ運転訓練を実施(再掲)	・水防技術講習会等に積極的に参加する。	職員が水防技術講習会への参加について、検討する。	水防技術講習会への参加の検討	職員が水防技術講習会への参加について、検討する。	・水防技術講習会への参加について検討する。	・水防技術講習会への参加について検討する。	・水防技術講習会等に、積極的に参加する。	水防技術講習会等の参加について検討する。	・水防技術講習会等への積極的参加。	・水防技術講習会への参加を検討する。	・水防技術講習会への参加を検討する。	－	－	・県及び市町村職員等を対象とした水防技術講習会の実施を検討する。	－	－
	(ｳ) 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を実施する。	引き続き実施	・水防団との情報伝達訓練を検討する	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	水防団等への連絡体制の確認を行う。	水防団等(消防団等)の連絡体制の確認を行う。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を検討する。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・関係機関への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の定期的な実施を検討する。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	－	－	・首長も参加した実践的な情報伝達訓練の定期的な実施を検討する。	－	・市町村や関係機関等の要請により、情報提供等の訓練への支援を実施する。 ・H29.5月に洪水予報伝達演習を実施した。
	(ｴ) 多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・市総合防災訓練において、住民参加により簡易水防工法訓練等を実施(H29.8) ・住民参加の水防訓練について検討する	・住民参加等による実践的な水防訓練実施を検討する。	・住民参加等による実践的な水防訓練実施を検討する。	住民参加による水防訓練の実施について検討する。	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討を始める。	・実践的な水防訓練の実施を検討する。	・実践的な水防訓練の実施を検討する。	・実践的な水防訓練の実施を検討する。	住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。	・町民等の参加による実践的な水防訓練について検討・調整する。	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。	・実践的な水防訓練の実施を検討する。	－	－	・市町村との連携よる実践的な水防訓練について検討・調整する。	－	－
エ 水防に関する広報の充実	(ｱ) 各構成員の水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	郡山市ウェブサイトにて防災に関する広報を随時実施 参考 H29.10～ 【動画で手話を学びませんか～郡山市手話動画 第6回「防災」～】	・水防に関する広報等を積極的に行う。	・水防に関する広報等を積極的に行う。	先進事例を踏まえた効果的な広報について検討する。	・先進事例を踏まえた広報の充実について検討を始める。	・水防に関する広報等を積極的に行う。	・水防に関する広報の充実について、先進事例を踏まえ検討する。	・水防に関する広報等を積極的に行う。	水防に関する広報等を積極的に行う。	・先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	・水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	・水防に関する広報等を積極的に行う。	－	－	・水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有する。また、先進事例の情報を入手し、共有を図る。	・振興局HP「県中地方消防団応援サイト」や「消防団協力事業所紹介」で消防団活動について広報を行った。	・H29年9月にお天気フェアの広報行事における水防災に関する防災気象情報の活用に関するパンフレット等の配布を実施した。 ・H29年11月に防災気象講演会を開催し、広報活動を実施した。
オ 水防団間での連携、協力に関する検討	(ｲ) 大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・水防、消防団の人員維持に努める	・水防団間の連携・協力体制をさらに強化する方策を検討する。	・水防団間の連携・協力体制をさらに強化する方策を検討する。	水防団等と関係団体との連携・協力の確認を行う。	洪水時の連携・協力について検討を始める。	・水防団間の連携・協力体制をさらに強化する方策を検討する。	・大規模な氾濫に備え、水防団の分団等の配置、管轄区域等を確認し、洪水時の水防団の連携・協力について検討・調整する。	・大規模な氾濫に備え、消防団間の連携・協力について検討する。	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、水防団間の連携・協力について検討・調整する。	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	－	－	－	－	－
⑵ 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																			
ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	(ｱ) 洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。 【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における防災拠点病院等の立地条件を確認し、情報伝達方法について検討・調整する。	・病院等の立地状況を調査する。		・病院(診療所)等の立地状況を確認する。	・病院等の立地状況を調査する。	・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。	－	－	－	病院等の立地状況を確認する。	・病院(診療所)等の立地状況を確認する。	－	－	－	－	－
イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	(ｱ) 市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化、非常用電源等の整備等)について検討・調整する。	平成29年度から検討実施		・防災拠点となる施設の想定される浸水被害を確認し、必要な対策について検討・調整する。	・防災拠点となる施設の想定される浸水被害を確認し、必要な対策について検討・調整する。		・村本庁舎等が、災害時においても適切に機能を確保するために必要な対策について検討を始める。	・町庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化、非常用電源等の整備等)について検討・調整する。	・村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	・町庁舎等で想定される浸水被害を想定し、適切に機能を確保するため必要な対策について検討・調整する。 【H29年度～】	・庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	・防災拠点となる施設の想定される浸水被害を確認し、必要な対策について検討・調整する。	－	－	－	・市町村庁舎の代替施設の確認を情報連絡員による市町村訪問の際に一部の市町村において行った。	－
ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進	(ｱ) 洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	平成29年度から検討実施	・大規模規模工場の状況を確認	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認する。	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を調査する。		・大規模工場等の立地状況の確認を始める。	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認する。	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	(ｲ) 浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・地域防災計画(水防計画)への位置付けを確認後、検討する	・取組を促すための支援策を検討する。	必要に応じて検討する		・事業所等への支援策について検討を始める。	必要に応じて検討する	・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
⑶ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項																			
ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	(ｱ) 洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・出水期前に市内の排水施設等について確認	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	－	関係機関の情報共有と連絡体制の確認を行う。	－	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制に係る情報を共有する。	洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	－	今後、必要に応じて検討を進める。	洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	－	－	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	－	－
イ 浸水被害軽減地区の指定	(ｱ) 複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・浸水被害軽減地区の指定要件について確認 広域的な地区指定については今後検討	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。		・近隣市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定に係る課題等への対応を検討する。	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。	－	－	－	今後、必要に応じて検討を進める。	－	－	－	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。	・情報収集を行った。	－
④ その他																			
ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化	(ｱ) 国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・各種講習会等に参加	・国が実施する訓練等に参画し、災害対応の人材育成を図る。	必要に応じて検討する	必要に応じて検討する。	・国が実施する研修、訓練へ参加を推進する。	・国が実施する研修・訓練等へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	・国が実施する研修・訓練等へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	・研修、訓練へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。	・国、県が実施する研修、訓練へ参加し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。	国が実施する研修、訓練へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	国が実施する研修、訓練へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	－	－	・国が実施する研修、訓練へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	・県災害対策課主催の研修会、訓練へ参加し、災害対応力の強化を図った。 ・内閣府の「防災スペシャリスト養成研修」に参加し、防災対応力の強化を図った。	・気象台は災害時気象資料及び災害時気象支援資料を必要に応じて提供すると共に、これらの資料の利活用にあたる人材を育成するための支援を行う。
イ 災害情報の共有体制の強化	(ｱ) 各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・近隣自治体と災害情報の共有に努める	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	災害情報の共有体制について検討を行う。	・災害情報の共有方策等の検討を始める。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等の確認を行う。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	－	－	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・県防災事務連絡システム、建設事務所との被害情報の共有のほかに、農林事務所の被害状況の把握を行うこととした。	－

○ソフト対策の主な取組（機関別の取組目標） ※H30年度取組内容

資料2－2 別紙⑤

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的取組	主な内容	目標時期	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	郡山地方広域消防組合消防本部	須賀川地方広域消防本部	福島県県中建設事務所	福島県県中地方振興局	気象庁福島地方気象台
1 住民の避難行動のきっかけとなる情報伝達が確実に行われる体制を構築する。																			
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																			
ア 洪水時等における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	(ｱ) 洪水時等の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時等に気象台や河川管理者等から市町村に提供する気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供するタイミングを確認する。	平成29年度から順次実施	・阿武隈川にかかる郡山市タイムライン(H29.3)の運用により情報共有のタイミングを確認	・提供される情報の内容及びタイミングについて確認する。	・提供される情報の内容及びタイミングについて確認する。	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングについて確認する。	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングを確認する。	・指定済みの水位周知河川(阿武隈川)及び土砂災害警戒情報の内容やタイミングについて確認を行う。	・指定済みの水位周知河川(阿武隈川)及び土砂災害警戒情報の内容やタイミングについて確認を行う。	土砂災害警戒情報等の内容及び提供するタイミングについて、確認した。	土砂災害警戒情報等の内容及び提供するタイミングについて確認した。	・土砂災害警戒情報等の内容及び提供するタイミングについて確認する。	・洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供されるタイミングについて確認する。	・土砂災害警戒情報等の内容及び提供するタイミングについて確認する。	・大雨時等に気象台や河川管理者等から提供される情報について、構成市町と情報を共有しながら、情報の内容及び提供されるタイミングを確認する。	・県総合情報ネットワーク(防災FAX)又は気象庁HP等により土砂災害警戒情報発表の有無を確認している。	・新たに水位周知河川に指定する笹原川について、情報提供の内容やタイミングを確認する。	・県総合情報ネットワーク(防災FAX)又は気象庁HP等により土砂災害警戒情報発表の有無を確認する。 ・「警報級の可能性」「危険度を色分けした時系列」の利活用を促進する。	・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等を建設事務所と気象台で共同で実施する。
	(ｲ) 直接市町村長等に気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	平成29年度から順次実施	・H29.4 ホットライン体制構築	・指定済みの水位周知河川に係る河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	・指定済みの水位周知河川に係る河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	・河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	・河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する 気象情報については、継続実施する。	・気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用開始による連絡体制の整備に努める。	・気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用開始による連絡体制の整備に努める。	土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	土砂災害警戒情報等を伝達するホットラインの構築状況を確認した。	ホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	・直接市町村長等に河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	ホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	・構成市町と河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	・構成市町と河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	・新たに水位周知河川に指定する笹原川について、ホットラインを構築する。	・県災害対策課で指定しているホットライン及び建設事務所における河川情報ホットラインの伝達ルートを確認する。	・直接市町村長等に気象情報を伝達するホットライン、連絡体制の確認及び適時適切な運用を行う。
イ 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	(ｱ)「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月、内閣府(防災担当))を参考に、市町村が定めた洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	平成29年度から順次実施	・郡山市避難勧告等の判断・伝達マニュアル(H27.2)による運用 ※H30年度改訂予定	・洪水時等における避難勧告等の発令判断基準等を確認する。	・洪水時等における避難勧告等の発令判断基準等を確認する。	・洪水時等における避難勧告等の発令判断基準等を確認する。	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等を確認する。	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行い、必要に応じ見直しを行う。	土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認し、運用を開始する。	洪水時等における避難勧告等の発令対象区域や発令判断基準の作成に向け、検討を始めた。	避難勧告等の発令対象区域や発令判断基準を作成する。	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等を確認する。	-	・洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	・各市町村の発令判断基準等について、情報を共有する。	・市町村から発令判断基準等を確認する。	・避難判断及び配備基準への気象情報の利活用に関する助言等支援を行う。
	(ｲ) 市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。	平成29年度から順次実施	・取組み無し ※中小河川におけるタイムライン作成の意義と運用の現実性について統一見解が図れていない	・「水害対応タイムライン」の作成に向け、情報収集し、検討を開始する。	今後必要に応じて、検討を進める。	・「水害対応タイムライン」を作成に向け検討をはじめる。	・「水害対応タイムライン」を作成に向け検討をはじめる。	今後必要に応じて、検討を進める。	・「水害対応タイムライン」の作成に向けた検討を進める。	今後必要に応じて、検討を進める。	今後必要に応じて、検討を進める。	今後、必要に応じて検討を進める。	今後、必要に応じて検討を進める。	・「水害対応タイムライン」の作成に向けた検討を進める。	-	-	・遠瀬川、大滝根川、釈迦堂川、社川、今出川、右支夏井川、阿武隈川、笹原川の「水害対応タイムライン」の作成に向けた支援を行う。	・水害対応タイムラインの作成状況の確認を行う。	・市町村の「水害対応タイムライン」の作成に向けた支援を行う。
	(ｳ) 避難勧告等の発令判断基準の目安となる基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの予定を共有し、その進捗状況について確認する。	引き続き実施	・遠瀬川：見直し済(H28) ※その他河川(谷田川、藤田川、笹原川、南川)は未確認	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しに係る進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の設定に向け、関係機関と調整を始める	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の設定に向け、関係機関と調整を始める。	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の設定に向け、関係機関と調整を始める	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しに係る進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しに係る進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。	-	-	必要に応じて、検討を進める。	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの進捗状況及び今後の予定について情報共有を図る。	必要に応じて、検討を進める。	-	-	・基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しを継続実施し、進捗状況及び今後の予定について情報を共有する。 ・新たに水位周知河川に指定する笹原川の基準水位設定を行う。	・建設事務所等から情報を収集する。	-
ウ 水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知	(ｱ) 水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。	平成29年度から順次実施	・H29は取組み無し 既指定 ：逢瀬川 指定予定：谷田川、藤田川(時期は未確)	・河川周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	必要に応じて検討を進める。	必要に応じて検討を進める。	-	・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	・新たに水位周知河川等の指定を行う可能性のある河川について、関係機関と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。	・水位周知河川等の指定を行う河川について、検討・調整を行う。	・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整を図る。	-	-	・新たに水位周知河川の指定を行う笹原川について、関係市町村と検討・調整を行う。	・建設事務所等から情報を収集する。	-
	(ｲ)「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」(平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。	平成29年度から順次実施	・取組み無し ※水害危険性の周知を予定する中小河川(県管理)について情報提供なし	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を行う。	・水害の危険性の周知を行う河川の情報提供する方法について検討を始める。	・水害の危険性の周知を行う河川の情報提供する方法について検討を始める。	・水害の危険性の周知を行う河川の情報提供する方法について検討を始める。	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を行う。	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を行う。	簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係機関と検討・調整を行う。	簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、検討・調整を行う。	-	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、検討・調整を行う。	今後、必要に応じて検討を進める。	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、構成市町と検討・調整を図り、その進捗状況を確認する。	簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係市町村と検討・調整を行う。	・簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び当該河川における情報提供の方法について、関係市町村と検討・調整を行う。	-	-
	(ｳ) 洪水警報・大雨(浸水)警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値の利活用推進を図る。	平成29年度から順次実施	・郡山市防災ウェブサイトに気象情報の周知を進めている。(気象台HPへリンクしている。) 【継続実施】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・H29.7から提供を開始した、洪水警報・大雨(浸水)警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値の利活用推進を図る。
エ 情報通信技術等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実	(ｱ)「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等、国と県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・郡山市防災ウェブサイトに、リアルタイム情報を周知(国、県サイト=リンク貼り付け)	・須賀川市HPに「川の防災情報」や「河川流域総合情報システム」を掲載し情報の周知を図る。	・市HPに掲載する情報について検討を進める。	・町ホームページ等への情報掲載について検討する。	・天栄村の公式ウェブサイトに「川の防災情報」や、河川流域総合情報システム等のリンク方法を検討する。	・「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等の活用方法について周知する。	・「玉川村ホームページに「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)」等のバナー添付や、広報誌へのアドレス掲載など情報の周知を図る。	・「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等の活用方法について周知する。	防災情報等のシステム等の活用方法について周知する。	・河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等の活用方法について周知する。	・町防災ウェブサイトに掲載する情報について検討を進める。	・ホームページに「川の防災情報」や、河川流域総合情報システム」等のリンク方法を検討する。	-	・消防本部のホームページに「川の防災情報」や、河川流域総合情報システム」等のバナー添付し周知を図る。	・河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)や、新たに設置する危機管理型水位計を活用し、住民等へのリアルタイム情報の周知を図る。	・振興局HP「県中地方防災サイト」を更新する。	-
	(ｲ) 気象庁HP等を活用した情報提供と利活用について促進を図る。	引き続き実施	・郡山市防災ウェブサイトに気象情報の周知を進めている。(気象台HPへリンクしている。) 【継続実施】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・気象台と連携して利活用の促進を図る。 【H29年度～】	・振興局HP「県中地方防災サイト」を更新する。	・警報級の可能性、洪水警報の危険度分布等の利活用を促進する。
	(ｳ) 緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・防災行政無線に代わる新たな情報伝達システムの構築(H29～30)及び(メールマガジン、SNS、コミュニティFM等多様な手段により確実な伝達体制の確保に努める。	・緊急速報メールや防災行政無線、SNS等さまざまな手段での情報提供を継続実施する。	・緊急速報メールや防災行政無線、SNS等さまざまな手段での情報提供を継続実施する。	・防災行政無線や緊急速報メールなどの活用により住民に周知を図る。	・防災行政無線や緊急速報メールなどの活用により住民に周知を図る。 その他の周知方法についても検討を始める。	・防災行政無線やエリアメールなどの活用により住民に周知を図る。	・防災行政無線やエリアメールの点検実施、使用基準等の見直しを行い、確実な伝達体制の確立に努める。	・防災行政無線の活用により、住民の周知を図る。	防災行政無線の活用により、周知を図る。	・防災行政無線やエリアメールの活用により、迅速に町民への周知を図る。	防災行政無線や緊急速報メールの活用により、住民への周知を図る。	防災行政無線や緊急速報メールの活用により、住民への周知を図る。	-	-	・河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)により、河川水位、雨量情報等の発信を継続実施する。 ・新たに危機管理型水位計を設置し、中小河川の水位情報の発信を開始する。	・振興局HP「県中地方防災サイト」を更新する。	引き続き情報の発信・改善を実施する。
オ 隣接市町村等への広域避難体制の構築	(ｱ) 各市町村において洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・想定最大浸水想定区域における避難所の再編後、広域連携の必要を検討予定	・市内の避難場所及び避難経路等を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や災害時の連絡体制について検討・調整する。	調査検討を進める	調査検討を行う。	・村内の災害別による避難場所による避難者の収容の可否を再確認を始める。	・町内の避難所の収容の可否を再確認し、収用困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や災害時の連絡体制について検討・調整する。	・村内の避難所及び避難経路等を再確認し、収容困難な場合は隣接市町村等における避難場所の設定や災害時の連絡体制について検討・調整する。	・村内の避難所における避難者の収容の可否を再確認する。	町内の避難所における避難所の収容の可否を再確認する。避難経路について、検討・調整する。	・町内の避難所の収容の可否を再確認し、収用困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や災害時の連絡体制について検討・調整する。	・町内の避難場所による避難者の収容の可否を再確認し、収容困難な場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制について検討・調整する。	今後、必要に応じて検討を進める。	-	・逢瀬川、大滝根川、釈迦堂川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を作成し、市町村へ提供する。 ・社川、右支夏井川、阿武隈川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を作成に着手する。	・相談があれば関係市町村間との調整を行う。	・作成に必要な情報の提供及び支援を実施する。
カ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援	(ｱ) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	引き続き実施	対象区域への要配慮者利用施設の立地状況等を踏まえ地域防災計画へ位置づけるとともに、避難確保計画の作成状況や実施状況、施設の新設・廃止等の適正な把握等のための庁内体制の確立は図る。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地条件を確認後、市地域防災計画に記載する。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地条件を確認後、市地域防災計画へ記載する。		・主に土砂災害区域内に所在する要配慮者利用施設を確認する。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況や避難確保計画の作成状況、訓練実施状況等の確認を行う。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設について、施設毎の立地状況、避難確保計画の作成状況、訓練実施状況等の確認を行う。	・土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進等について検討する。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、地域防災計画の修正をする。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内立地施設はないが、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練の実施の促進を図る。	・地域防災計画の見直しに合わせ、土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認後、町地域防災計画に記載するとともに、対象施設における避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地条件を調査検討する。	-	構成市町村の地域防災計画に基づき、要配慮者利用施設を中心に避難計画作成支援及び避難訓練の指導強化を図る。	・対象となる施設を取りまとめ、関係部局との情報共有を図る。	-	-
	(ｲ) 避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	対象区域への要配慮者利用施設の立地状況等を踏まえ地域防災計画へ位置づけるとともに、避難確保計画の作成状況や実施状況、施設の新設・廃止等の適正な把握等のための庁内体制の確立は図る。(再掲)	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援について関係部署と検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援について関係部署と検討・調整する。		・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、取組を促すための支援について、検討を始める。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組みを促すための支援策について検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組みを促すための支援策について検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	避難確保計画の作成状況を確認し、取組を促すための支援について検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組みを促すための支援策について検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	-	-	・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、出前講座や説明会等を開催し、避難確保計画の作成等を支援する。	-	・福島県等関係機関と連携して、避難確保計画等作成や避難訓練等のシナリオ策定、訓練用の情報提供等に必要な支援を行う。
キ 洪水警報の危険度分布等の提供及び気象情報発信時の「警報級の可能性」や「危険度を色分けした時系列」等の発表・改善	(ｱ) 警報等の解説・見える化により、気象情報発信時の情報入手のし易さをサポートする。	平成29年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・警報級の可能性、洪水警報の危険度分布等の利活用を促進する。

○ソフト対策の主な取組（機関別の取組目標） ※H30年度取組内容

具体的な取組の柱	事項	具体的取組	主な内容	目標時期	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	郡山地方広域消防組合消防本部	須賀川地方広域消防本部	福島県県中建設事務所	福島県県中地方振興局	気象庁福島地方気象台
2 地域の水防災意識の向上を図るため水害危険性を周知する。2 地域の水防災意識の向上を図るため水害危険性を周知する。																					
	(1) 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組																				
		ア 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	(ｱ) 国又は県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該洪水浸水想定区域図を共有する(なお、共有された洪水浸水想定区域図については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。)。	引き続き実施	・県中建設事務所と逢瀬川の洪水浸水想定区域図公表の予定について情報共有	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成、公表の予定を共有する。	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成、公表の予定を共有する。	情報の共有を図る。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を確認する。	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等について、情報収集を行う。	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等について、情報収集を行う。	想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図について、情報収集を行う。	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等について、情報収集を行う。	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を確認する。	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。	・県管理河川のうち、水位周知河川等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の情報収集を行うとともに、作成・公表の予定を構成市町と共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該区域図を共有する。	想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図について各市町村と共有を図る。	・逢瀬川、大滝根川、釈迦堂川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、公表する。 ・社川、右支夏井川、阿武隈川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成に着手する。	・建設事務所等から情報を収集する。	・指定河川洪水予報実施河川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表に合わせて、洪水警報等の見直しを検討する。それ以外の河川については、情報を共有する。
		イ 洪水ハザードマップの作成・改良と周知	(ｱ) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。	平成29年度から順次実施	・阿武隈川、逢瀬川の浸水想定区域図を踏まえた水害ハザードマップの作成に着手する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成、公表の予定を共有する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成、公表の予定を共有する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成、公表の予定を共有する。	他機関のハザードマップの作成・公表の予定を確認する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた新たな洪水ハザードマップが策定された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた新たな洪水ハザードマップが策定された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた、新たな防災ハザードマップの作成について、情報収集を行う。	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた、洪水ハザードマップについて作成を検討する。	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等について、情報収集を行う。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を確認する。	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成、公表の予定を共有する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を構成市町と共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。	想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップについて各市町村と共有する。	・逢瀬川、大滝根川、釈迦堂川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成後、洪水ハザードマップの作成に必要な情報を市町村へ提供し、公表予定を共有する。	・振興局HP「県中地方防災サイト」を更新する。	-
			(ｲ)「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・阿武隈川、逢瀬川の浸水想定区域図を踏まえた水害ハザードマップの作成に着手する。	・先進事例を踏まえたわかりやすい防災ハザードマップの作成について、検討する。	・先進事例を踏まえたわかりやすい防災ハザードマップの作成について、検討する。	・先進事例を踏まえたわかりやすい防災ハザードマップの作成について、検討する。	・ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすいハザードマップへの改良について検討を始める。	・先進事例を踏まえた分かりやすく見やすい防災ハザードマップ作成について検討する。	・県管理河川について新たな洪水ハザードマップが策定された場合は、玉川村防災ガイドブックの見直しを検討する。	・先進事例を踏まえた分かりやすく見やすい防災ハザードマップ作成について検討する。	ハザードマップの見直しを検討する。	-	・先進事例を踏まえた分かりやすく見やすい防災ハザードマップ作成について検討する。	・先進事例を踏まえたわかりやすい防災ハザードマップの作成について、検討する。	-	-	-	-	-
		ウ まるごとまちごとハザードマップの促進	(ｱ) 各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有するとともに、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」(平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、取組の推進について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・水害ハザードマップの改訂にあわせて、洪水標識等の検討を行う。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況を共有する。	必要に応じて検討する	必要に応じて検討する。	・避難場所等に係る看板等の掲示等の取組状況を確認する。	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組みについて検討する。	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組みについて検討する。	・「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組みについて検討する。	-	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況を共有する。	今後、必要に応じて検討を進める。	今後、必要に応じて検討を進める。	-	-	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況を共有する。	-	-
		エ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	(ｱ) 各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・市総合防災訓練を実施(H30.9)予定 実施箇所・市内13地区	・住民等や多様な関係機関が連携した訓練を実施する。(H30.9予定)	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。	避難訓練実施状況等の情報を共有する。	・他市町村の避難訓練の実施状況を把握する。	・住民や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	・住民や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	・防災訓練の訓練内容について、河川災害についても検討を行う。	防災訓練の訓練内容について、水災害についても検討する。	・避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、町民等や関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。	町防災訓練の内容を検討する。	水災害を想定した、関係機関が連携した避難訓練を実施。	・管内の避難訓練の実施予定や実施状況を構成市町と共有するとともに、住民や関係機関が連携した訓練の実施・調整を行う。	県南防災訓練等において、水災害の救助活動のみではなく、住民の避難誘導訓練も検討する。	-	・市町村防災訓練や県総合防災訓練に情報連絡員(県リエゾン)を参加させる。	・避難訓練の実施状況や実施予定を共有する。
			(ｲ) 住民の水防災意識を高め、地域防災力向上のための自主防災組織の充実を図る。	平成29年度から検討実施	・出前講座の実施 ・自主防災組織への活動支援(補助金、資機材等) ・市民防災リーダー講習会を3回(11月～1月)開催予定	・自主防災組織と連携し、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。	・行政区等と連携し、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。	・水防団や行政区と連携して、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。	自主防災組織等に水防についての周知を図る。	・住民の水防意識を高めるための方策等について検討・調整する。	・住民の水防意識を高めるための方策等について検討・調整する。	・消防団、女性消防クラブと連携して、住民の水防意識を高め、地域防災力の向上を図る。	住民の水防意識の向上の方法について検討する。	・町民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。	・自主防災組織に対する水防災意識の高揚を図るための方策を検討する。	・自主防災会等と連携し、住民の水防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。	・構成市町及び管内の自主防災組織と連携して、出前講座、防災講習会等を実施し、地域防災力の向上を図る。	地域の自主防災訓練等で水災害について講話を行い、水防災意識の向上に努める。	-	・消防団員の充実を図るため、事業所等を訪問し、消防(水防)活動を行いやすい職場環境の整備について、事業所に対して要請を行う。	-
		オ 防災教育の促進	(ｱ) 防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・出前講座の実施(H30年度から、新たに小中学生向けメニューを設定)	・防災教育の実施拡大する方策について、検討・調整する。	・防災教育の実施拡大する方策について、検討・調整する。	小学生を対象とした防災教育について学校と協議を行う。	小学生を対象とした防災教育の実施拡大について検討を始める。	・教育委員会及び各学校と防災教育の実施についての取組みを検討・調整する。	・教育委員会及び各学校と防災教育の実施についての取組みを検討・調整する。	・防災教育について、各学校と情報の共有と支援について検討・調整する。	防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。	・小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組にについて検討・調整する。	・小学校等の防災教育の状況を確認する。	・小学校等の防災教育の状況を確認する。	-	-	・国の支援により作成した指導計画について市町村と情報共有を図る。	-	・国土交通省・国土地理院・気象庁の連携による学校防災教育への取り組みを実施する。
			(ｲ) 小中学校等における水防災教育を実施する。 (ｲ) 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座の実施(平成30年度から新たに小中学生向けメニューを設定) ・市立芳賀小学校で市総合防災訓練を実施予定	・水防災教育の実施に向け、出前講座事業の活用を検討する。	今後、教育委員会と協議のうえ検討する	防災教育の促進について関係機関と協議・検討を行う。	教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討を始める。	・教育委員会等と連携し、出前講座等の活用について検討する。	・教育委員会等と連携し、出前講座等の活用について検討する。	・小学校において防災教区を実施する。	教育委員会と連携し、水防災教育の取組の実施について検討する。	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組みの実施について検討する。	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。	・教育委員会と連携し、小学校総合学習授業での水防災教育の取組の実施について検討する。	・構成市町の教育委員会及び管内の自主防災組織と連携して、出前講座、防災講習会等を実施し、地域防災力の向上を図る。	各種学校の避難訓練で水災害についての防災教育を行う。	・「豪雨から子どもの命を守る出前講座事業」を継続実施する。	・県災害対策課で実施している「防災講座」や「防災フェア」の実施状況を確認する。	・日本赤十字社、気象予報士会等と連携し、教員を対象とした気象庁ワークショップ等の開催を検討する。
	(2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項																				
		ア 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	(ｱ) 危機管理型水位計(※)の配置計画を検討・調整する。 ※危機管理型水位計：現在、国土交通省のプロジェクトにおいて開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。	平成29年度から検討実施	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討を始める。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	危機管理型水位計(簡易雨量型)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・水位計未設置河川をはじめとした危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置計画について、検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	・危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置について、関係機関と検討・調整を図る。	-	-	・水位計未設置河川をはじめとした危機管理型水位計(簡易水位計)の新規設置計画について、関係市町村と検討・調整を図る。	-	-
			(ｲ) 河川監視用カメラの配置計画(設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む)を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討を始める。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、検討・調整を図る。	河川監視用カメラの配置計画について、検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、関係機関と検討・調整を図る。	・河川監視用カメラの配置計画について、検討・調整を図る。	-	-	・河川監視用カメラの配置計画について、関係市町村と検討・調整を図る。	-	-
		イ 河川防災ステーション等の整備	(ｱ) 河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ウ 避難場所、避難経路の整備	(ｱ) 避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備にあたっては、近隣工事等の発生土砂を有効活用するなど、事業連携による効率的な整備となるよう検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・H29は、避難所及び経路の整備なし	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報の共有方法について検討を始める。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有する。	避難場所・避難経路の再確認を行う。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。	・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、効率的な整備となるよう検討・調整する。	避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有する。	-	-	-	-	-

○ソフト対策の主な取組（機関別の取組目標） ※H30年度取組内容

具体的な取組の柱	事項	具体的取組	主な内容	目標時期	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	郡山地方広域消防組合消防本部	須賀川地方広域消防本部	福島県県中建設事務所	福島県県中地方振興局	気象庁福島地方気象台
3 水災害の軽減を図るため水防活動の効率化及び水防体制の強化を推進する。																					
	⑵ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																				
		ア 重要水防箇所の確認	(ｱ) 河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。	引き続き実施	・重要水防箇所の合同点検実施	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び現地にて関係者による共同点検等を実施した。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施した。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施した。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施した。	出水期前に重要水防箇所の確認・点検を行った。	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施をした。	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検を実施する。	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検を実施する。	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて、構成市町の担当者と共同点検等を実施し、情報共有を図る。	・出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて、構成市町の担当者と共同点検等を実施し、情報共有を図る。	・出水期前に重要水防箇所の確認及び共同点検を実施した。	－	－
		イ 水防資機材の整備等	(ｱ) 各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。	引き続き実施	・水防資機材の在庫確認 ※構成員間の相互調整は無し	・保有する防災資機材について、情報共有を行った。	・保有する防災資機材について、情報共有を行った。	・水防資機材の配置について情報を共有する。	・資機材の必要数量を確保するため、関係機関と情報共有を図る。	・保有する水防資機材の配備について、土木事務所と合同で確認を実施した。	・保有する水防資機材の配備について、土木事務所と合同で確認を実施した。	・水防計画に基づく資機材必要数量を確保し、洪水時の資材提供について情報共有を行った。	保有する水防資材の配置について、関係機関と情報共有を行った。	・水防資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。	・構成市町の水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。	・構成市町の水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、情報共有を図る。	・水防計画に基づく資機材の必要数量を確保し、洪水時の資材提供等について情報共有を図る。	－	－
			(ｲ) 河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		ウ 水防訓練の充実	(ｱ) 毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施する。	引き続き実施	・国と連携し、排水ポンプ運転訓練を実施	・実施に向け検討する。 H29年は東北水防技術競技大会に出場。	市の防災訓練で各地区水防団員合同で実施した	水防訓練の実施について検討	・関係機関が連携した水防訓練等の実施について検討する。	・関係機関が連携した水防訓練等について検討・調整する。	・関係機関が連携した水防訓練等について検討・調整する。	・関係機関が連携した水防訓練等について検討・調整する。	関係機関と連携した水防訓練等に参加する。	・関係機関が連携した水防訓練等について検討する。	・県の水防訓練等への参加を検討する。	関係機関と連携した水防訓練等を実施。	・構成市町と連携して水防訓練等を実施する。	・構成市町と連携して水防訓練等を実施する。	・市町村が開催する水防訓練に参加する。	－	・関係機関と連携した情報伝達訓練への支援を行う。
			(ｲ) 県と市町村職員等を対象に水防技術講習会を実施する。	引き続き実施	・国と連携し、排水ポンプ運転訓練を実施（再掲）	・水防技術講習会等に積極的に参加する。	職員が水防技術講習会への参加について、検討する。	水防技術講習会への参加の検討	職員が水防技術講習会への参加について、検討する。	・水防技術講習会への参加について検討する。	・水防技術講習会への参加について検討する。	・水防技術講習会等に、積極的に参加する。	水防技術講習会等の参加について検討する。	・水防技術講習会等への積極的参加。	・水防技術講習会への参加を検討する。	・水防技術講習会への参加を検討する。	・構成市町と連携して水防技術講習会への積極的な参加を図る。	・構成市町と連携して水防技術講習会への積極的な参加を図る。	・水防技術講習会の開催を検討する。	－	－
			(ｳ) 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を実施する。	引き続き実施	・水防団との情報伝達訓練を検討する	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	水防団等への連絡体制の確認を行う。	水防団等（消防団等）の連絡体制の確認を行う。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を検討する。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・関係機関への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の定期的な実施を検討する。	・実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・構成市町への連絡体制の確認と管理者参加の実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・構成市町への連絡体制の確認と管理者参加の実践的な情報伝達訓練の実施を検討する。	・首長も参加した実践的な情報伝達訓練の定期的な実施を検討する。	－	・市町村や関係機関等の要請により、情報提供等の訓練への支援を実施する。
			(ｴ) 多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・市総合防災訓練において、住民参加により簡易水防工法訓練等を実施予定（H29～） ・住民参加の水防訓練について検討する	・住民参加等による実践的な水防訓練実施を検討する。	・住民参加等による実践的な水防訓練実施を検討する。	住民参加による水防訓練の実施について検討する。	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討を始める。	・実践的な水防訓練の実施を検討する。	・実践的な水防訓練の実施を検討する。	・実践的な水防訓練の実施を検討する。	住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。	・町民等の参加による実践的な水防訓練について検討・調整する。	・住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。	・実践的な水防訓練の実施を検討する。	・構成市町村が実施する訓練への参加をはじめ、住民参加の実践的な訓練について検討・調整する。	構成市町村が実施する訓練への参加をはじめ、住民参加の実践的な訓練について検討・調整する。	・市町村との連携による実践的な水防訓練について検討・調整する。	－	－
		エ 水防に関する広報の充実	(ｱ) 各構成員の水防（水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等）に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	郡山市ウェブサイトにて防災に関する広報を随時実施 参考 H29.10～ 【動画で手話を学びませんか～郡山市手話動画 第6回「防災」～】	・水防に関する広報等を積極的に行う。	・水防に関する広報等を積極的に行う。	先進事例を踏まえた効果的な広報について検討する。	・先進事例を踏まえた広報の充実について検討を始める。	・水防に関する広報等を積極的に行う。	・水防に関する広報の充実について、先進事例を踏まえ検討する。	・水防に関する広報等を積極的に行う。	水防に関する広報等を積極的に行う。	・先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	・水防（水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等）に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	・水防に関する広報等を積極的に行う。	－	－	・水防（水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等）に関する広報の取組状況や取組予定等を共有する。また、先進事例の情報を入手し、共有を図る。	・振興局HP「県中地方消防団応援サイト」や「消防団協力事業所紹介」で消防団活動について広報を行う。	・H30年9月頃にお天気フェアの広報行事における水防災に関する防災気象情報の活用に関するパンフレット等の配布を実施する。
		オ 水防団間での連携、協力に関する検討	(ｲ) 大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・水防、消防団の人員維持に努める	・水防団間の連携・協力体制をさらに強化する方策を検討する。	・水防団間の連携・協力体制をさらに強化する方策を検討する。	水防団等と関係団体との連携・協力の確認を行う。	洪水時の連携・協力について検討を始める。	・水防団間の連携・協力体制をさらに強化する方策を検討する。	・大規模な氾濫に備え、水防団の分団等の配置、管轄区域等を確認し、洪水時の水防団の連携・協力について検討・調整する。	・大規模な氾濫に備え、消防団間の連携・協力について検討する。	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、水防団間の連携・協力について検討・調整する。	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。	－	－	－	－	－
	⑵ 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																				
		ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	(ｱ) 洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。【H29年度～】	・洪水浸水想定区域内における防災拠点病院等の立地条件を確認し、情報伝達方法について検討・調整する。	・病院等の立地状況を調査する。		・病院（診療所）等の立地状況を確認する。	・病院等の立地状況を調査する。	・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。	－	－	－	病院等の立地状況を確認する。	・病院（診療所）等の立地状況を確認する。	－	－	－	－	－
		イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	(ｱ) 市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討・調整する。	平成29年度から検討実施		・防災拠点となる施設の想定される浸水被害を確認し、必要な対策について検討・調整する。	・防災拠点となる施設の想定される浸水被害を確認し、必要な対策について検討・調整する。		・村本庁舎等が、災害時においても適切に機能を確保するために必要な対策について検討を始める。	・町庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するための必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討・調整する。	・村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	・町庁舎等で想定される浸水被害を想定し、適切に機能を確保するための必要な対策について検討・調整する。【H29年度～】	・庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	・防災拠点となる施設の想定される浸水被害を確認し、必要な対策について検討・調整する。	・本庁舎及び各(分)署等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切な機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	・本庁舎及び各(分)署等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切な機能を確保するために必要な対策について検討・調整する。	－	・市町村庁舎の代替施設の確認を行う。	－
		ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進	(ｱ) 洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	平成29年度から検討実施	・大規模規模工場の状況を確認	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認する。	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を調査する。		・大規模工場等の立地状況の確認を始める。	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認する。	・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			(ｲ) 浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・地域防災計画（水防計画）への位置付けを確認後、検討する	・取組を促すための支援策を検討する。	必要に応じて検討する		・事業所等への支援策について検討を始める。	必要に応じて検討する	・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	⑶ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項																				
		ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	(ｱ) 洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・出水期前に市内の排水施設等について確認	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	－	関係機関の情報共有と連絡体制の確認を行う。	－	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	－	今後、必要に応じて検討を進める。	洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	－	－	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制等に係る情報を共有する。	－	－
		イ 浸水被害軽減地区の指定	(ｱ) 複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・浸水被害軽減地区の指定要件について確認 広域的な地区指定については今後検討	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。		・近隣市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定に係る課題等への対応を検討する。	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。	－	－	－	今後、必要に応じて検討を進める。	－	－	－	・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定予定・課題等を共有する。	・建設事務所等から情報を収集する。	－
④ その他																					
		ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化	(ｱ) 国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・各種講習会等に参加	・国が実施する訓練等に参画し、災害対応の人材育成を図る。	必要に応じて検討する	必要に応じて検討する。	・国が実施する研修、訓練へ参加を推進する。	・国が実施する研修・訓練等へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	・国が実施する研修・訓練等へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	・研修、訓練へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。	・国、県が実施する研修、訓練へ参加し、災害対応の人材育成や、自治体間の相互支援体制の強化を図る。	国が実施する研修、訓練へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	国が実施する研修、訓練へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	国が実施する研修、訓練へ、構成市町と連携して参加し、人材育成や技術力の向上に努める。	国が実施する研修、訓練へ、構成市町と連携して参加し、人材育成や技術力の向上に努める。	・国が実施する研修、訓練へ参画し、災害対応の人材育成を図る。	・県災害対策課主催の研修会、訓練へ参加し、災害対応力の強化を図る。	・気象台は災害時気象資料及び災害時気象支援資料を必要に応じて提供すると共に、これらの資料の利活用にあたる人材を育成するための支援を行う。
		イ 災害情報の共有体制の強化	(ｱ) 各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。	平成29年度から検討実施	・近隣自治体と災害情報の共有に努める	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	災害情報の共有体制について検討を行う。	・災害情報の共有方策等の検討を始める。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等の確認を行う。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有及び方策等の確認を行う。	・災害情報の共有体制を強化するため、メール通信を活用し、災害情報の共有及び方策等の確認を行う。	・災害情報の共有体制を強化するため、災害情報の共有方策等について検討・調整する。	・市町村、建設事務所、農林事務所の被害状況の把握を行う。	－